

第6章 周辺環境との一体的な保全

富士山の顕著な普遍的価値を表す資産の範囲を確実に保護していくためには、第4章の「基本方針」の2において示したとおり、資産と周辺環境との一体的な保全が必要である。

本章においては、上記の基本方針を踏まえ、資産の周辺環境との一体的保全の方向性を明示するとともに、保全の具体的方法、課題を解決するための施策、それらを担保・実施する上で必要とされる法令・制度等及び各種計画について示すこととする。

1. 方向性

(1) 地区区分に基づく周辺環境の保全

顕著な普遍的価値を表す資産の周辺環境のうち、その土地利用状況等の観点をも踏まえつつ、物理的又は景観上の負の影響が想起し得る範囲を対象として、適切な範囲の緩衝地帯を設定する。

また、土地利用状況等を考慮し、緩衝地帯の隣接地に地方公共団体その他の関係機関が自主的に保全を図る区域として、緩衝地帯とは別に保全管理区域を設定する。

(2) 緩衝地帯

富士山の裾野を含む山麓の区域は、人々の暮らしや生業の場であり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地として利用されてきた歴史を持つ。そのような土地利用の歴史を踏まえつつ、山麓各所から富士山に対する良好な展望景観を維持できるようにするために、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」の管理手法を反映して、顕著な普遍的価値の維持と観光・レクリエーションに対する社会的要請との相反する課題を調和的に解決する方法を示す。

第3章において明確化した資産の周辺環境に係る課題のうち、資産とも共通する環境変化、自然災害、来訪者及び観光に関する課題解決の方法については除外し、緩衝地帯に関係する開発・都市基盤施設の整備に関する課題解決の方法について示すこととする。

緩衝地帯における課題を解決し、適切に保全するための方法の実施については、文化財保護法・自然公園法・国有林野の管理経営に関する法律、及びこれらの法律との緊密な関連の下に定められた諸計画の適正な運用・実施を行う。また、景観法・都市計画法等の法律、山梨県・静岡県等が定める条例等の適正な運用・実施を行う。

景観法に基づく景観計画及び景観条例が策定されていない地域については、早期に各市町村が景観計画及び景観条例を策定し、良好な景観形成のための基準を設定する。

これらの対策は地域社会の積極的な関与の下に実施することとし、多様な主体との合意形成に十分留意するほか、その過程を通じ富士山の顕著な普遍的価値の保全に対する世論の喚起及び社会全体の機運醸成を図るとともに、各事業者における社会的責任への理解を促進する。

(3) 保全管理区域

第3章において明確化した資産の周辺環境に係る課題のうち、保全管理区域に係るものとして、特に開発・都市基盤施設の整備に係る課題解決の方法及び演習場等に関する保全の方法について示すこととする。

保全管理区域には、山梨県景観条例及び忍野村景観条例等の法令等を適用して適切な保全を行う区域があるほか、国、山梨県、関係市町村をはじめ、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合、東富士入会組合、関係入会組合、土地の所有者である財産区・法人などの長年の実績を持つ地元住民団体によって適

切に管理されている演習場等の区域がある。

2. 方法

(1) 緩衝地帯

ア. 設定の考え方

以下に記す5点を考慮しつつ、『信仰の対象』としての「登拝・巡礼の場」及び『芸術の源泉』としての「展望地点・展望景観」の2つの側面・観点から導き出される富士山の顕著な普遍的価値に対して、物理的又は景観上の負の影響が想起し得る範囲を対象として、緩衝地帯を設定する。

富士山を中心として、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地となった湖沼等の一群の構成資産及び構成要素の一体性を確保できること。

三保松原からの富士山域に対する展望景観の保全のために、南麓の広い範囲を対象として緩衝地帯とすること。

各構成資産及び構成要素の直近の地域においては、「登拝・巡礼の場」又は「展望地点・展望景観」としての相応しい地形・植生・水脈を維持できるとともに、構成資産及び構成要素の内側から外側に対する良好な景観をも維持できること。

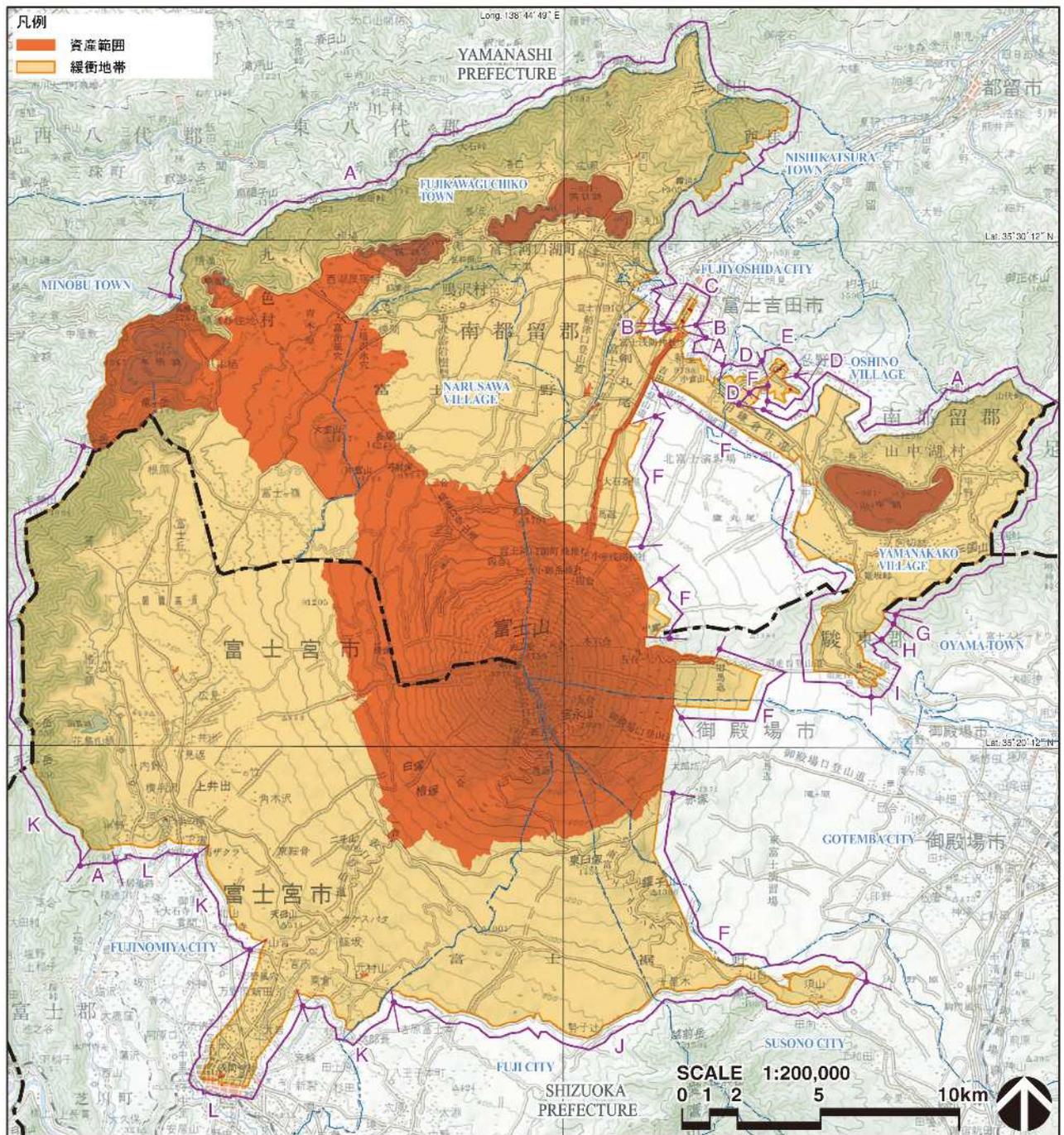
構成資産以外の神社境内及び文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」¹で、富士山信仰に関連するものが分布する範囲を含むこと。

市街地・林班などの土地利用形態の境界、行政界、各種法令等による境界、道路等の地形・地物の位置などにより、容易に境界線を認知できること。

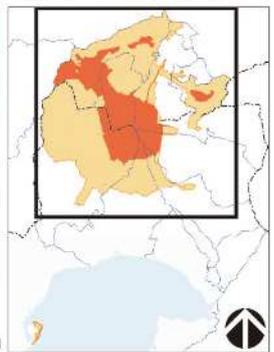
以上の点を考慮した緩衝地帯の範囲設定を図 50～図 51 に示す。

また、本栖湖(構成要素 1-9)の北西辺及び富士山域(構成資産 1)の東辺の2箇所については、緩衝地帯を設けていないが、ともに資産内から望まれる景観への負の影響は想定し得ない。前者については、身延町景観条例によって行為規制(表 12 及び表 13 を参照されたい。)が行われているのみならず、稜線背後の急傾斜面において稜線の大規模な切削を伴う土地造成又は建築が極めて困難な状況であることから、本栖湖岸又は富士山頂など広く富士山域内の地点から望まれる本栖湖岸の背景の景観に負の影響を与えることはない。また、後者については、演習場としての隣接地の土地利用形態に鑑み(178～179 ページを参照されたい。)、開発又は都市基盤施設の整備に伴う景観への負の影響は想定し得ない。

¹ 周知の埋蔵文化財包蔵地;文化財保護法第 92 条には、土地に埋蔵されている文化財として「埋蔵文化財」を定義しており、同法第 93 条には、埋蔵文化財の包蔵地であることが周知されている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」と定義している。周知の方法は、市町村が埋蔵文化財包蔵地を示した遺跡台帳、遺跡地図を公開することによって行われる。

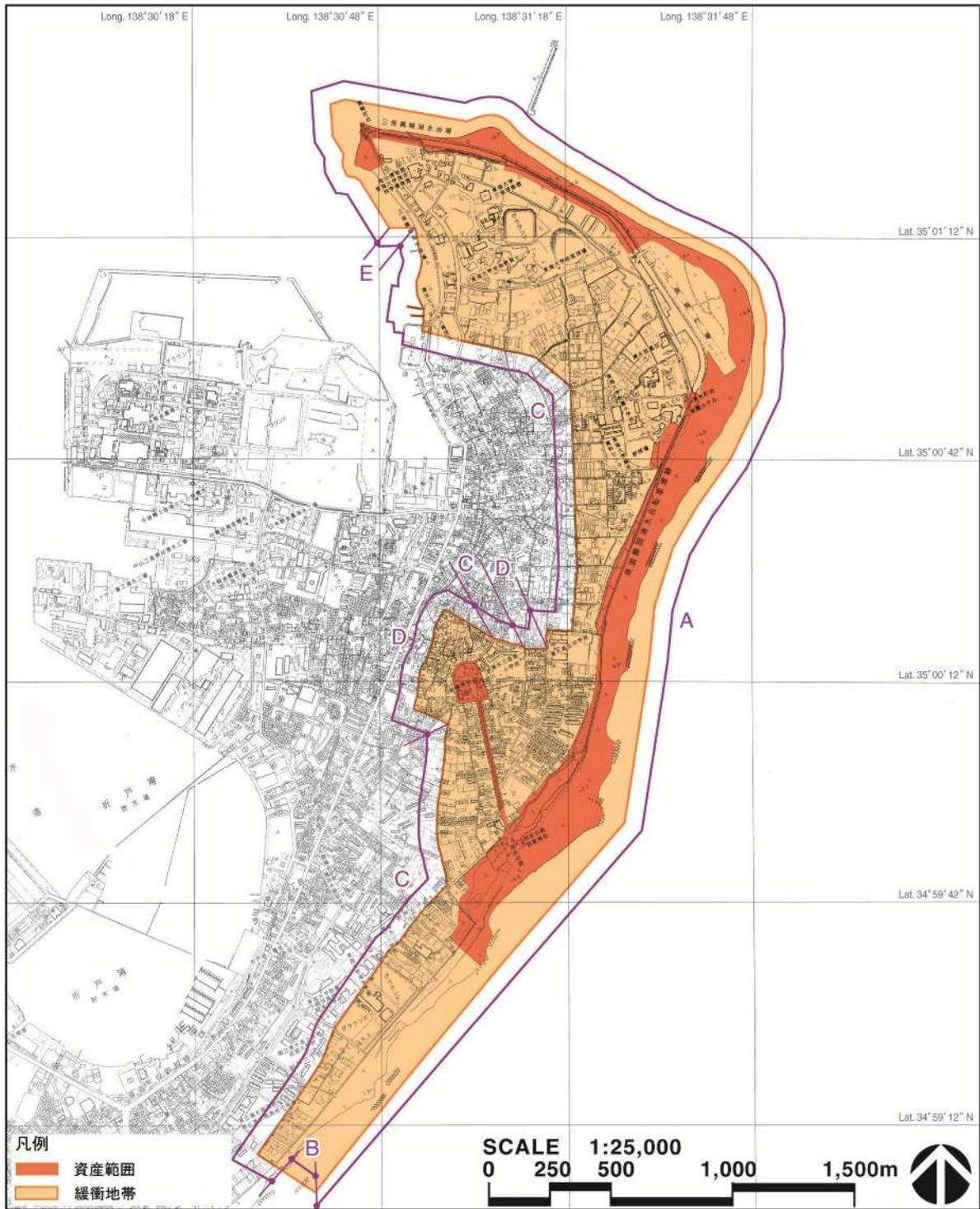


範囲設定に使用した境界	
A 国立公園区域の境界	G 道路（登山道）界（道路敷を含む。）
B 道路（国道138号）界（道路敷を含む。）	H 山稜線
C 富士吉田市富士山世界遺産条例の保全地域の境界	I 道路（町道）界（道路敷を含む。）
D 山梨県風致地区条例風致地区の境界	J 道路（国道469号）界（道路敷除く。）
E 忍野村景観条例景観形成重点地区の境界	K 富士宮市富士山景観条例の保全地域の境界
F 演習場の境界	L 静岡県屋外広告物規制条例の規制地域の境界



key plan

図 50 緩衝地帯設定の考え方 1



範囲設定に使用した境界	
A	海岸法海岸保全区域の境界
B	Cの延長線
C	文化財指定範囲（名勝三保松原）の境界
D	道路（市道）界（道路敷除く。）
E	海岸法海岸保全区域の端とCの端を結ぶ直線

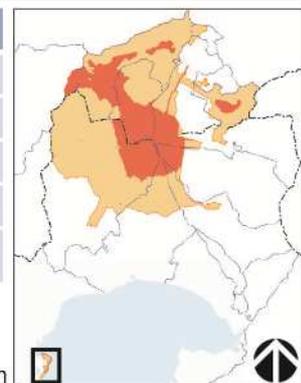


図 51 緩衝地帯設定の考え方 2

イ. 保全の方法

緩衝地帯における環境変化、自然災害、来訪者及び観光の側面からの保全の方法については、資産における同側面からの保存管理の方法と同一又は共通するものを省略し、ここでは、緩衝地帯において特に留意すべき開発・都市基盤施設の整備の側面からの保全の方法について記す。なお、資産とも共通又は同一の環境変化、自然災害、来訪者及び観光の側面からの保存管理の方法については、93～95ページを参照されたい。

緩衝地帯は富士山を中心とした山麓の土地利用の歴史を表す区域であることにも十分留意しつつ、山麓各所から富士山に対する良好な展望景観を維持できるようにするために、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」の管理手法を反映した緩衝地帯内での望ましい景観の誘導・形成を図ることとする。

道路整備事業などの都市基盤施設の整備事業については、沿道景観の改善、交通諸問題の解消等にも配慮しつつ、登拝・巡礼の場である構成資産及び構成要素並びに展望地点・展望景観の両面における負の影響が生じないよう十分な留意の下に、各施設の線形・意匠・工法等について検討する。

また、道路整備事業と並行して電柱の移設及び電線の地中化を進め、資産の風致景観にも十分配慮した道路施設・標識等の整備を行う。

さらに、ホテル等の観光施設の建設及び工業団地の建設については、法令・制度等で定める建築物及びその他工作物の高さ・大きさ等の基準を遵守するなど、資産に対して負の影響を及ぼさないよう十分に配慮する。

また、民有地のうち行為規制が比較的緩やかな区域内で建設される建築物及び現行の法規制では行為規制が及ばない工作物等の大きさ(規模)及び位置の制御に関して、国、山梨県・静岡県及び関係市町村が連携して、法令上の各種行政手続の見直しを進めている。具体的には、行為の届出、事前協議、公聴、学識経験者等から成る審議会等の専門的見地に基づく審議等、各段階の行政手続を効果的・重層的に実施することにより、潜在的な開発圧力の早期把握、合意形成に向けた調整、経過観察などの側面から、開発の制御の効果を促進する。

ウ. 法令・制度等による保全

緩衝地帯において、課題の解決及び適切な保全のための方法を実施する場合には、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律をはじめ、景観法(及び同法に基づき地方公共団体が定める景観計画・景観条例)、屋外広告物法(及び同法に基づき地方公共団体が定める屋外広告物条例)、都市計画法、海岸法、及び山梨県・静岡県、関係市町村が定める自主条例等を適切に運用・実施する。

緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要は表 12 に、それらの法令・制度等の許可等の概要については表 13 に示すとおりである。

また、緩衝地帯における自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画に基づく現状変更等の取扱等の詳細については、本書の分冊1に、その他の法令・制度等に基づく許可基準等については、本書の分冊2にそれぞれ示す。

なお、各法令・制度等の構成資産及び構成要素、緩衝地帯への適用状況については表 14 に、その適用範囲については図 52～図 101 に示すとおりである。

緩衝地帯における保全の具体的な行動計画については、第9章の事業計画一覧表に示すとおりである。

表 12 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要

法令・制度等名称	目的	概要
文化財保護法	<p>文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、浅間神社の境内、霊地・巡礼地となった溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域への展望地点及び展望景観などの周辺環境の一部を、それぞれ特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物の指定地に含めており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。</p>	<p>文化財を保存し、且つ、活用を図るため、許可又は同意を要する行為について定める。許可等を要する行為については、表 13 を参照されたい。</p> <p>当該緩衝地帯に含まれる特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物に指定された文化財については、地方公共団体が保存管理計画を策定し、個々の文化財の立地・形態・性質に応じた保存管理の方針・方法、現状変更等の取扱基準を定めている。</p>
自然公園法	<p>優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、一部の浅間神社の境内、霊地・巡礼地となった溶岩樹型・湖沼・滝などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域への展望地点及び展望景観の周辺環境の一部を、それぞれ富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区、特別地域又は普通地域に指定しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。</p>	<p>国立公園の保護と適正な利用を行うために、許可、届出又は協議を要する行為を定めている。許可、届出又は協議を要する行為については表 13 を参照されたい。</p> <p>当該緩衝地帯に含まれる国立公園については、富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画を定め、国立公園内の施設の種類・配置、規制の強弱、その他必要事項を定めている。</p> <p>また、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を定めており、この計画に基づき、国立公園内の風致景観の保護や利用の方針を定めている。各計画の詳細については、分冊1を参照されたい。</p>
国有林野の管理経営に関する法律	<p>国有林野の管理経営に関する計画を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延</p>	<p>国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画(「管理経営基本計画」)を定めている。</p> <p>また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関</p>

表 12 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要

法令・ 制度等名称	目的	概要
	<p>びる登山道などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域への展望景観の周辺環境の一部を、国が国有林野として適切な管理経営を実施しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>する計画(「地域管理経営計画」)を定めている。</p> <p>当該緩衝地帯に含まれる国有林野においては、富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、保護林、緑の回廊を設定し保全管理するとともに、人工林の適切な整備等の管理を行っている。各計画において定める事項については表 13 を、各計画の詳細については、分冊1を参照されたい。</p>
<p>景観法(地方公共団体が定める景観条例及び景観計画)</p>	<p>身延町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市及び静岡市の優れた景観の保全・整備を図ることを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく一部の浅間神社の境内、霊地・巡礼地となった湖沼・湧水地などの周辺環境、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域への展望地点及び展望景観の周辺環境を、それぞれ各市町村が景観法に基づく景観計画において景観計画区域に含め、景観条例に基づき緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>各市町村の優れた景観の保全・整備を図るため、各市町村が届出を要する行為及び届け出た場合に求めるべき景観形成基準を定めている。</p> <p>届出を要する行為については表 13 を、景観形成基準の詳細については分冊2を参照されたい。</p>
<p>屋外広告物法(及び同法に基づき地方公共団体が定める屋外広告物条例)</p>	<p>良好な景観を形成し、若しくは風致を維持することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山域など構成資産の周辺環境について、屋外広告物条例に基づき緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>良好な景観を形成し、若しくは風致を維持するために屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に際して許可基準等を定めている。</p>
<p>山梨県風致地区条例(都市計画法の規定に基づく)</p>	<p>都市における風致の維持を目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく霊地・巡礼地となった湧水地(忍野八海(出口池))の周辺環境については、都市計画法に基づく山梨県風致地区条例により忍野風致地区に指定し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>都市における風致の維持を図るため、許可又は協議を要する行為及び許可基準を定めている。</p> <p>許可又は協議を要する行為については表 13 を、許可基準の詳細については分冊2を参照されたい。</p>
<p>都市計画法</p>	<p>都市の健全な発展及び秩序ある整備を図</p>	<p>無秩序な市街化を防止し、計画的な市街</p>

表 12 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要

法令・ 制度等名称	目的	概要
	<p>ることを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく浅間神社の境内(5.須山浅間神社・6.富士浅間神社)の周辺環境のほとんどは市街化調整区域であり、開発行為が制限され、環境の保全を担保している。</p> <p>『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域に対する展望地点(三保松原)の周辺環境については、自然緑地景観の保全、ゆとりとうるおいのある住宅地としての土地利用を適切に維持し、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導している。</p>	<p>化を図るために、区域区分を定めるとともに、区分に基づき許可又は協議を要する行為及び許可基準を定めている。</p> <p>当該緩衝地帯においては、市街化調整区域及び第一種低層住居専用地域を定めている。</p> <p>許可又は協議を要する行為については表13を、許可基準については分冊2を参照されたい。</p>
海岸法	<p>海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備、保全、適正な利用を図ることを目的とする。</p> <p>『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域への展望地点(三保松原)の周辺環境については、海岸法に基づき海浜を適切に維持しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。</p>	<p>海岸環境の整備、保全、適正な利用を図るため、許可又は協議を要する行為及び許可基準を定めている。</p> <p>許可又は協議を要する行為については表13を、許可基準の詳細については分冊2を参照されたい。</p>
地方公共団 体が定める自 主条例	<p>優れた景観の保全・創造を図ることをはじめ、富士山の優れた文化的な景観を次世代へと引き継ぐことを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山域、浅間神社の境内、御師住宅の周辺環境については、<u>山梨県景観条例</u>、<u>富士吉田市富士山世界遺産条例</u>に基づき、住宅地としての建築物等の外観を維持し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。また、富士宮市においても、<u>富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例</u>に基づき、<u>大規模太陽光発電施設等を規制し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</u></p>	<p>優れた景観の保全・創造を図り、富士山の優れた文化的な景観を次世代へと引き継ぐため、届出を要する行為及び届け出た場合に求めるべき基準を定めている。</p> <p>届出を要する行為については表13を、求めるべき基準の詳細については分冊2を参照されたい。</p>
土地利用	土地利用事業の施行に関し、事業実施者	土地利用事業のうち、一定規模を超える

表 12 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要

法令・制度等名称	目的	概要
事業指導要綱	<p>に適正な指導を行うことを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく浅間神社の境内(5.須山浅間神社、6.富士浅間神社)の周辺環境については、地方公共団体が定める各々の土地利用事業指導要綱に基づき、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>ものについて、事前協議を要する事業及び承認基準を定めている。</p> <p>事前協議を要する事業については表 13 を、承認基準の詳細については、分冊2を参照されたい。</p>

表 13 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・制度等名称	制度名/対象区域名/文化財種類	許可等の所管	許可等を要する行為等	罰則規定
文化財保護法	特別名勝	文化庁長官の許可又は同意(文化庁長官の許可の権限に属する事務の一部については、県又は市の教育委員会に委譲されている。)	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為(以下、表中においては「現状変更等」という。)をしようとする場合には、許可又は同意が必要となる。	懲役若しくは禁錮又は罰金若しくは科料
	特別天然記念物			
	史跡			
	名勝			
	天然記念物			

表 13 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・ 制度等名称	制度名/対象区域名/ 文化財種類		許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則規定
自然 公園法	国立公園特別地域	特別保護 地区	環境大臣の 許可又は協 議	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の採掘、土石の採取、河川・湖沼等の水位・水量の増減、環境大臣が指定する湖沼等への汚水等の排出、広告物の設置、水面の埋立・干拓、土地の形状変更、工作物等の色彩変更、環境大臣が指定する区域への立ち入り、木竹の損傷、木竹の植栽、動物を放つこと、屋外における物の集積・貯蔵、火入れ・たき火、木竹以外の植物の採取・損傷等、木竹以外の植物の植栽・植物の種子まき、動物の捕獲・殺傷等、道路等以外での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	懲役又は 罰金
		第1種 特別地域	環境大臣又 は県知事の 許可又は協 議	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、環境大臣が指定する区域内での木竹の損傷、鉱物の採掘、土石の採取、河川・湖沼等の水位・水量の増減、環境大臣が指定する湖沼等への汚水等の排出、広告物の設置、環境大臣が指定する物の集積・貯蔵、水面の埋立・干拓、土地の形状変更、環境大臣が指定する植物等の採取・損傷、環境大臣が指定する植物の植栽・種子まき、環境大臣が指定する動物の捕獲・殺傷等、環境大臣が指定する動物を放つこと、工作物等の色彩変更、環境大臣が指定する区域への立ち入り、環境大臣が指定する区域での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	
		第2種 特別地域			
		第3種 特別地域			

表 13 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・ 制度等名称	制度名/対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則規定
	国立公園普通地 域	環境大臣又 は県知事へ の届出又は 協議	基準を超える工作物の新築・改 築・増築、特別地域内の河川・湖 沼等の水位・水量に増減を及ぼさ せること、広告物の設置、水面の埋 立・干拓、鉱物の掘採、土石の採 取、土地の形状変更を行う場合に は、届出又は協議が必要となる。	罰金
国有林野の管理 経営に関する法 律	国有林野	農林水産大臣が定める管理経営基本計画及び森 林管理局長が定める地域管理経営計画により、国 有林野の管理経営の基本方針や主要事業の実施 に関する事項等を定めている。 地域管理経営計画には、伐採総量・更新総量・保 育総量・林道の開設及び改良の総量を定め、国土 保全・自然環境の保全等の公益的機能の発揮を重 視した適切な森林の管理経営を実施する。		-
景観法(身延町 景観計画・景観 条例)	一般地区	身延町長へ の届出	建築物及びその他の工作物の新 築、増築、改築若しくは移転、外観 を変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更、木竹の 伐採、屋外におけるものの集積又 は貯蔵、特定工作物及び運動・レ ジャー施設に関わる開発行為、宅 地の造成等、土石類の採取等を行 う場合には、届出が必要となる。	懲役又は 罰金
景観法(忍野村 景観計画・景観 条例)	景観形成重点 地区	忍野村長へ の届出		
景観法(山中湖 村景観計画・景 観条例)	景観形成重点 地区	山中湖村長 への届出		
	一般区域			
景観法(鳴沢村 景観計画・景観 条例)	暮らし・リゾート景 観形成地域	鳴沢村長へ の届出		
	山岳景観形成地域			
景観法(富士河 口湖町景観計 画・景観条例)	景観計画区域	富士河口湖 町長への届 出		
景観法(富士宮 市景観計画・富 士山景観条例)	富士山等景観 保全地域	富士宮市長 への届出		
	富士山等眺望 保全地域			

表 13 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・制度等名称	制度名/対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則規定
景観法(富士市 景観計画・景観 条例)	富士市全域	富士市長へ の届出		
景観法(御殿場 市景観計画・総 合景観条例)	御殿場市全域	御殿場市長 への届出		
景観法(裾野市 景観計画・景観 条例)	裾野市全域	裾野市長へ の届出		
景観法(静岡市 景観計画・景観 条例)	重点地区以外	静岡市長へ の届出		
屋外広告物法 (山梨県屋外広 告物条例)	山梨県全域(忍野 村、富士河口湖町 は事務移譲)	山梨県知事 の許可(忍野 村、富士河口 湖町につい ては、権限に 属する事務 について移 譲されてい る)	条例で定める許可地域において 屋外広告物を設置する場合には、 許可が必要になる。	罰金
屋外広告物法 (静岡県屋外広 告物条例)	静岡市、富士宮 市、富士市、御殿 場市を除く静岡県 全域(裾野市は事 務移譲)	静岡県知事の 許可(裾野市に ついては、権限 に属する事務に ついて移譲され ている)	条例で定める許可地域において 屋外広告物を設置する場合には、 許可が必要になる。	罰金
屋外広告物法 (静岡市屋外広 告物条例)	静岡市全域	静岡市長の 許可	条例で定める許可地域において 屋外広告物を設置する場合には、 許可が必要になる。	罰金
屋外広告物法 (富士宮市屋外 広告物条例)	富士宮市全域	富士宮市長 の許可	条例で定める許可地域において 屋外広告物を設置する場合には、 許可が必要になる。	罰金
屋外広告物法 (富士市屋外広 告物条例)	富士市全域	富士市長の 許可	条例で定める許可地域において 屋外広告物を設置する場合には、 許可が必要になる。	罰金

表 13 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・制度等名称	制度名/対象区域名/文化財種類	許可等の所管	許可等を要する行為等	罰則規定
屋外広告物法 (御殿場市屋外広告物条例)	御殿場市全域	御殿場市長の許可	条例で定める許可地域において屋外広告物を設置する場合には、許可が必要になる。	罰金
山梨県風致地区条例(都市計画法の規定に基づく)	風致地区	忍野村長の許可又は協議	建築物及びその他の工作物の新築・改築・増築又は移転、宅地の造成・土地の形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立・干拓、建築物及びその他の工作物の色彩の変更、土石等の堆積を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	罰金
都市計画法	第一種低層住居専用地域及び市街化調整区域	静岡市長・御殿場市長・裾野市長・富士市長・富士宮市長・小山町長の許可又は協議	建築物の建築又は特定工作物の建設を行う目的で、一定の規模(第一種低層住居専用地域は1,000 m ² 以上、市街化調整区域内は原則全て)の開発行為を行う場合、又は市街化調整区域内で建築する場合には、許可又は協議が必要となる。	懲役又は罰金
海岸法	海岸保全区域	静岡県知事の許可又は協議	土石の採取、水面又は公共海岸の土地以外の土地における海岸保全施設以外の施設の新設又は改築、土地の掘削・盛土・切土を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	罰金
山梨県景観条例	山梨県全域(景観計画策定町村を除く)	山梨県知事への届出	建築物及びその他の工作物の新築・改築・増築又は移転、建築物及びその他の工作物の模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの、木竹の伐採、屋外における物品の集積・貯蔵、鉱物の掘採、土石の採取、土地の形質変更を行う場合には、届出が必要となる。	罰金
富士吉田市富士山世界遺産条例	富士山世界遺産保全地域	富士吉田市長への届出	建築物及びその他の工作物の新築・改築・増築又は移転を行う場合	勧告

表 13 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・制度等名称	制度名/対象区域名/文化財種類	許可等の所管	許可等を要する行為等	罰則規定
			には、届出が必要となる。	
富士宮市富士山 景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	富士宮市全域	富士宮市長への届出及び同意	太陽電池モジュールの総面積が1,000 m ² を超える発電設備設置事業及び高さが10mを超える再生可能エネルギー発電設備設置事業を行う場合には、届出及び同意が必要となる。 また、市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、原則同意しない。	勧告
御殿場市 土地利用事業指導要綱	御殿場市全域	御殿場市長の承認(一部事前協議も必要)	高さ13m以上の建築物、施行区域の面積が2,000 m ² 以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。 また、20,000 m ² 以上の土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。	-
裾野市 土地利用事業に関する指導要綱	裾野市全域	裾野市長の承認(一部事前協議も必要)	高さ21m以上又は7階建て以上(延床面積6,000 m ² 以上の場合には5階建て以上)の建築物、施行区域の面積が2,000 m ² 以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。 また、50,000 m ² 以上の土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。	-
小山町 土地利用事業の適性化に関する指導要綱	小山町全域	小山町長の承認(一部事前協議も必要)	施行区域の面積が1,000 m ² 以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。 また、10,000 m ² 以上土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。	-

表 14 構成資産/構成要素及び緩衝地帯への法令・制度等の適用状況一覧(1/4)

法令・制度等	制度名/対象区域名	構成要素																		
		1	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	1-8	1-9									
		富士山域	山頂の信仰遺跡群	大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)	須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	須走口登山道	吉田口登山道	北口本宮富士浅間神社	西湖	精進湖	本栖湖									
		54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69																		
文化財保護法	重要文化財	a						a												
	特別名勝	b	b	b	b	b	b	b												
	特別天然記念物																			
	史跡	c	c	c	c	c	c	c												
	名勝	d								d	d	d								
	天然記念物	e																		
自然公園法	特別保護地区																			
	第1種特別地域																			
	第2種特別地域																			
	第3種特別地域																			
	国立公園普通地域	—																		
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野																			

凡例 : 基本的な法規制等、 : 増補的な法規制等、a~o は文化財指定を表す。各文化財指定名称は下のとおり。

- a 富士山域、北口本宮富士浅間神社；重要文化財北口本宮富士浅間神社東宮本殿、重要文化財北口本宮富士浅間神社西宮本殿、重要文化財北口本宮富士浅間神社本殿
- b 富士山域、山頂の信仰遺跡、大宮・村山口登山道（現在の富士宮口登山道）、須山口登山道（現在の御殿場口登山道）、須走口登山道、吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社；特別名勝富士山
- c 富士山域、山頂の信仰遺跡、大宮・村山口登山道（現在の富士宮口登山道）、須山口登山道（現在の御殿場口登山道）、須走口登山道、吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社、富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、須山浅間神社、富士浅間神社（須走浅間神社）、河口浅間神社、富士御室浅間神社、人穴富士講遺跡；史跡富士山
- d 富士山域、西湖、精進湖、本栖湖、山中湖、河口湖；名勝富士五湖
- e 富士山域；天然記念物富士山原始林及び青木ヶ原樹海、天然記念物西湖蝙蝠穴およびコウモリ、天然記念物富岳風穴、天然記念物鳴沢氷穴、天然記念物富士風穴、天然記念物本栖風穴、天然記念物大室洞穴、天然記念物神座風穴附蒲鉾穴および眼鏡穴

構成資産																									緩衝地帯
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
富士山本宮浅間大社	山宮浅間神社	村山浅間神社	須山浅間神社	富士浅間神社(須走浅間神社)	河口浅間神社	富士御室浅間神社	御師住宅(旧外川家住宅)	御師住宅(小佐野家住宅)	山中湖	河口湖	忍野八海(出口池)	忍野八海(お釜池)	忍野八海(底抜池)	忍野八海(銚子池)	忍野八海(湧池)	忍野八海(濁池)	忍野八海(鏡池)	忍野八海(菖蒲池)	船津胎内樹型	吉田胎内樹型	人穴富士講遺跡	白糸ノ滝	三保松原		
71 ☑ 70 ☑	73 ☑ 72 ☑	75 ☑ 74 ☑	77 ☑ 76 ☑	79 ☑ 78 ☑	81 ☑ 80 ☑	83 ☑ 82 ☑	88 ☑ 84 ☑	88 ☑ 86 ☑	87 ☑ 88 ☑	89 ☑ 88 ☑	91 ☑ 90 ☑								93 ☑ 92 ☑	95 ☑ 94 ☑	97 ☑ 96 ☑	99 ☑ 98 ☑	101 ☑ 100 ☑		
f						h	i	j																	
g																									
c	c	c	c	c	c	c															c				
										d	d												n	o	
												k	k	k	k	k	k	k	k	l	m		n		

- f 富士山本宮浅間大社；重要文化財富士山本宮浅間神社本殿
- g 富士山本宮浅間大社；特別天然記念物湧玉池
- h 富士御室浅間神社；重要文化財富士御室浅間神社本殿
- i 御師住宅(旧外川家住宅)；重要文化財旧外川家住宅
- j 御師住宅(小佐野家住宅)；重要文化財小佐野家住宅
- k 忍野八海(出口池)、忍野八海(お釜池)、忍野八海(底抜池)、忍野八海(銚子池)、忍野八海(湧池)、忍野八海(濁池)、忍野八海(鏡池)、忍野八海(菖蒲池)；天然記念物忍野八海
- l 船津胎内樹型；天然記念物船津胎内樹型
- m 吉田胎内樹型；天然記念物吉田胎内樹型
- n 白糸ノ滝；名勝及び天然記念物白糸ノ滝
- o 三保松原；名勝三保松原

表 14 構成資産/構成要素及び緩衝地帯への法令・制度等の適用状況一覧(2/4)

法令・制度等	制度名/対象区域名	構成要素									
		1	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	1-8	1-9
		富士山域	山頂の信仰遺跡群	大宮村山口登山道現在の富士宮口登山道	須山口登山道現在の御殿場口登山道	須走口登山道	吉田口登山道	北口本宮富士浅間神社	西湖	精進湖	本栖湖
		☒54及び☒55	☒56及び☒57	☒58及び☒59	☒60及び☒61	☒62及び☒63	☒64及び☒65	☒66及び☒67	☒68及び☒69		
景観法 (身延町景観計画・景観条例)	一般区域									—	
景観法 (忍野村景観計画・景観条例)	景観形成重点区域										
	景観計画区域										
景観法 (山中湖村景観計画・景観条例)	景観形成重点地区										
	一般区域										
景観法 (鳴沢村景観計画・景観条例)	暮らし・リゾート景観形成地域										
	山岳景観形成地域	—									
景観法 (富士河口湖町景観計画・景観条例)	景観計画区域							—	—	—	
景観法 (富士宮市景観計画・富士山景観条例)	富士山等景観保全地域										
	富士山等眺望保全地域										
景観法 (富士市景観計画・景観条例)	富士市全域										
景観法 (御殿場市景観計画・総合景観条例)	御殿場市全域	—		—							
景観法 (裾野市景観計画・景観条例)	裾野市全域	—									
景観法 (静岡市景観計画・景観条例)	重点地区以外										
山梨県景観条例	山梨県全域										

凡例 ☒ : 基本的な法規制等、 ☒ : 増補的な法規制等

表 14 構成資産/構成要素及び緩衝地帯への法令・制度等の適用状況一覧(3/4)

法令・制度等	制度名/対象区域名	構成要素									
		1	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	1-8	1-9
		富士山域	山頂の信仰遺跡群	大宮村山口登山道現在の富士宮口登山道	須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	須走口登山道	吉田口登山道	北口本宮富士浅間神社	西湖	精進湖	本栖湖
		54 ☒ 55 ☒	56 ☒ 57 ☒	58 ☒ 59 ☒	60 ☒ 61 ☒	62 ☒ 63 ☒	64 ☒ 65 ☒	66 ☒ 67 ☒	68 ☒ 69 ☒		
屋外広告物法 (山梨県屋外広告物条例)	山梨県全域	—					—	—	—	—	
屋外広告物法 (静岡県屋外広告物条例)	静岡県全域(静岡市・富士宮市・富士市・御殿場市を除く)	—				—					
屋外広告物法 (静岡市屋外広告物条例)	静岡市全域										
屋外広告物法 (富士宮市屋外広告物条例)	富士宮市全域	—	—	—							
屋外広告物法 (富士市屋外広告物条例)	富士市全域	—									
屋外広告物法 (御殿場市屋外広告物条例)	御殿場市全域	—			—						
山梨県風致地区条例 (都市計画法の規定に基づく)	風致地区										
都市計画法	第一種低層住居専用地域										
	市街化調整区域										
海岸法	海岸保全区域										

凡例 ☒ : 基本的な法規制等、 ☒ : 増補的な法規制等

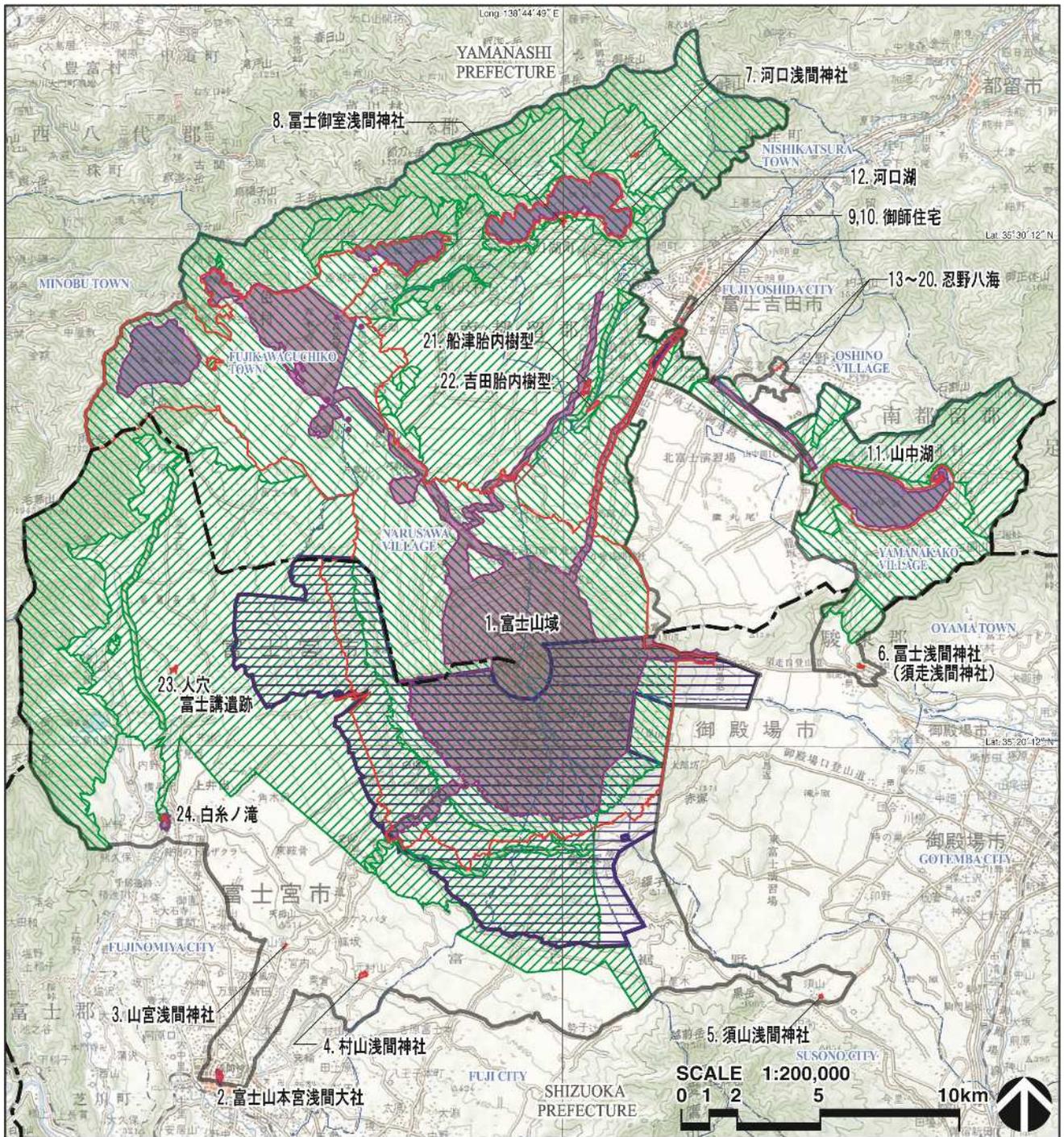
構成資産																									緩衝地帯
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
富士山本宮浅間大社	山宮浅間神社	村山浅間神社	須山浅間神社	富士浅間神社(須走浅間神社)	河口浅間神社	富士御室浅間神社	御師住宅(旧外川家住宅)	御師住宅(小佐野家住宅)	山中湖	河口湖	忍野八海(出口池)	忍野八海(お釜池)	忍野八海(底抜池)	忍野八海(銚子池)	忍野八海(湧池)	忍野八海(濁池)	忍野八海(鏡池)	忍野八海(菖蒲池)	船津胎内樹型	吉田胎内樹型	人穴富士講遺跡	白糸ノ滝	三保松原		
71 70	73 72	75 74	77 76	79 78	81 80	83 82	85 84	87 86	89 88	89 88	91 90								93 92	95 94	97 96	99 98	101 100		
					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			—	—																					
—	—	—																			—	—			

表 14 構成資産/構成要素及び緩衝地帯への法令・制度等の適用状況一覧(4/4)

法令・制度等	制度名/対象区域名	構成要素									
		1	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	1-8	1-9
		富士山域	山頂の信仰遺跡群	大宮村山口登山道現在の富士宮口登山道	須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	須走口登山道	吉田口登山道	北口本宮富士浅間神社	西湖	精進湖	本栖湖
		54 ☑ 55 ☑	56 ☑ 57 ☑	58 ☑ 59 ☑	60 ☑ 61 ☑	62 ☑ 63 ☑	64 ☑ 65 ☑	66 ☑ 67 ☑	68 ☑ 69 ☑		
富士吉田市富士山世界遺産条例	富士山世界遺産保全地域										
富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	富士宮市全域	—	—	—							
御殿場市土地利用事業指導要綱	御殿場市全域										
裾野市土地利用事業に関する指導要綱	裾野市全域										
小山町土地利用事業の適性化に関する指導要綱	小山町全域										

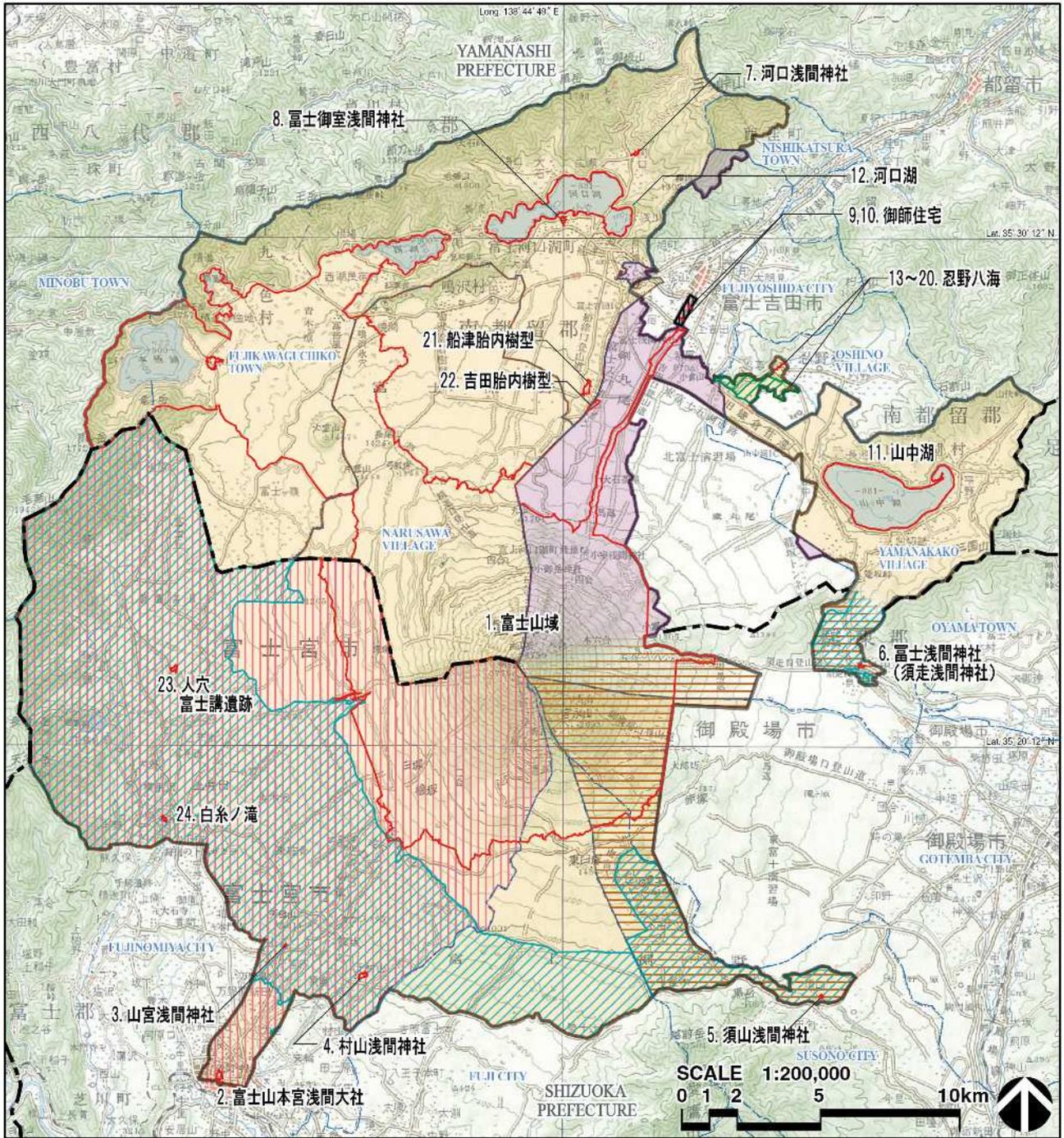
凡例 ☑ : 基本的な法規制等、 — : 増補的な法規制等

構成資産																									緩衝地帯
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
富士山本宮浅間大社	山宮浅間神社	村山浅間神社	須山浅間神社	富士浅間神社(須走浅間神社)	河口浅間神社	富士御室浅間神社	御師住宅(旧外川家住宅)	御師住宅(小佐野家住宅)	山中湖	河口湖	忍野八海(出口池)	忍野八海(お釜池)	忍野八海(底抜池)	忍野八海(銚子池)	忍野八海(湧池)	忍野八海(濁池)	忍野八海(鏡池)	忍野八海(菖蒲池)	船津胎内樹型	吉田胎内樹型	人穴富士講遺跡	白糸ノ滝	三保松原		
71 70	73 72	75 74	77 76	79 78	81 80	83 82	85 84	87 86	89 88						91 90				93 92	95 94	97 96	99 98	101 100		
	—	—																			—	—	—		



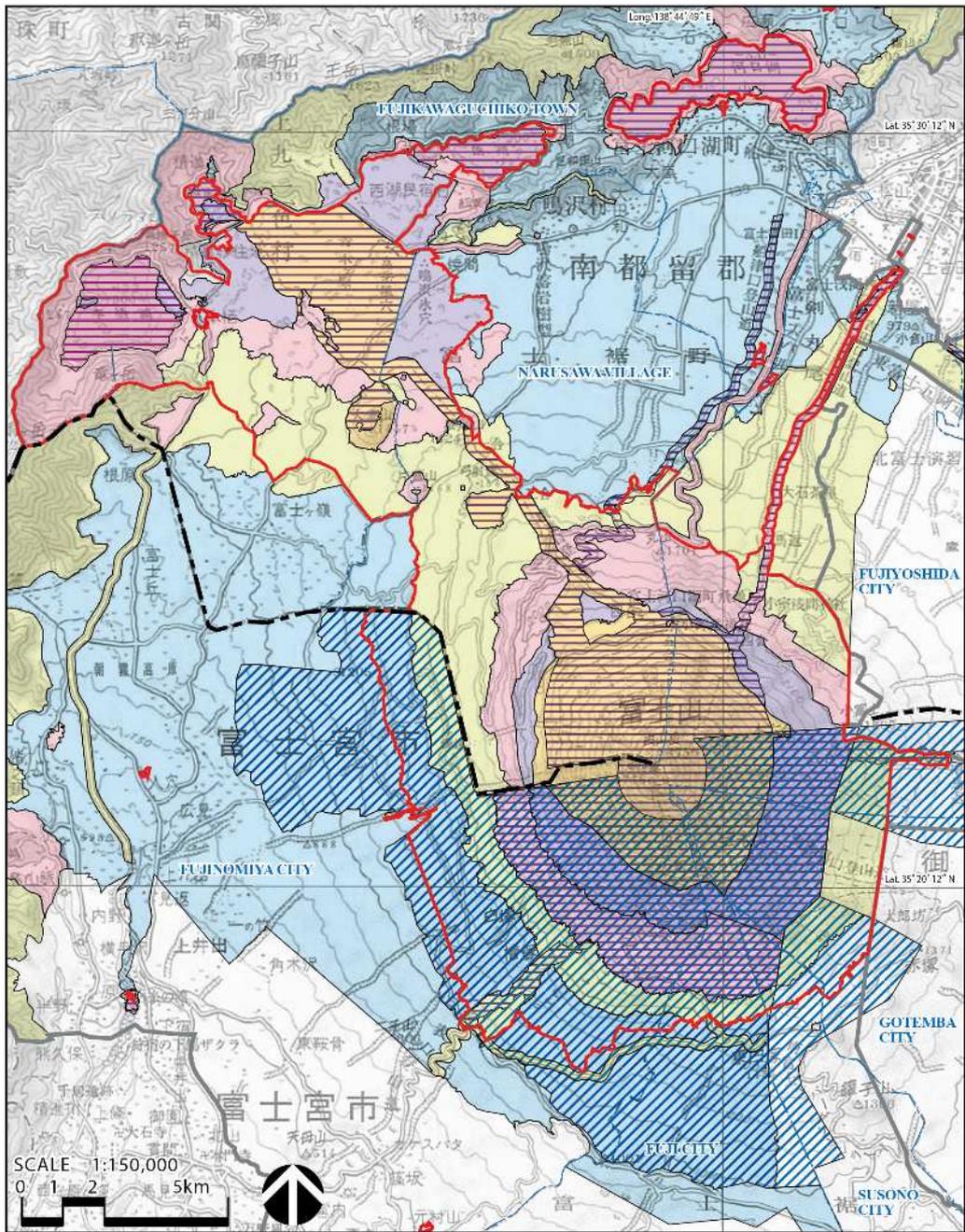
- 凡例
- 推薦資産
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法
 - 自然公園法（国立公園特別地域）
 - 自然公園法（国立公園普通地域）
 - 国有林野の管理経営に関する法律（国有林野）
 - 県境
 - 市町村境

図 52 全体の法規制図 1



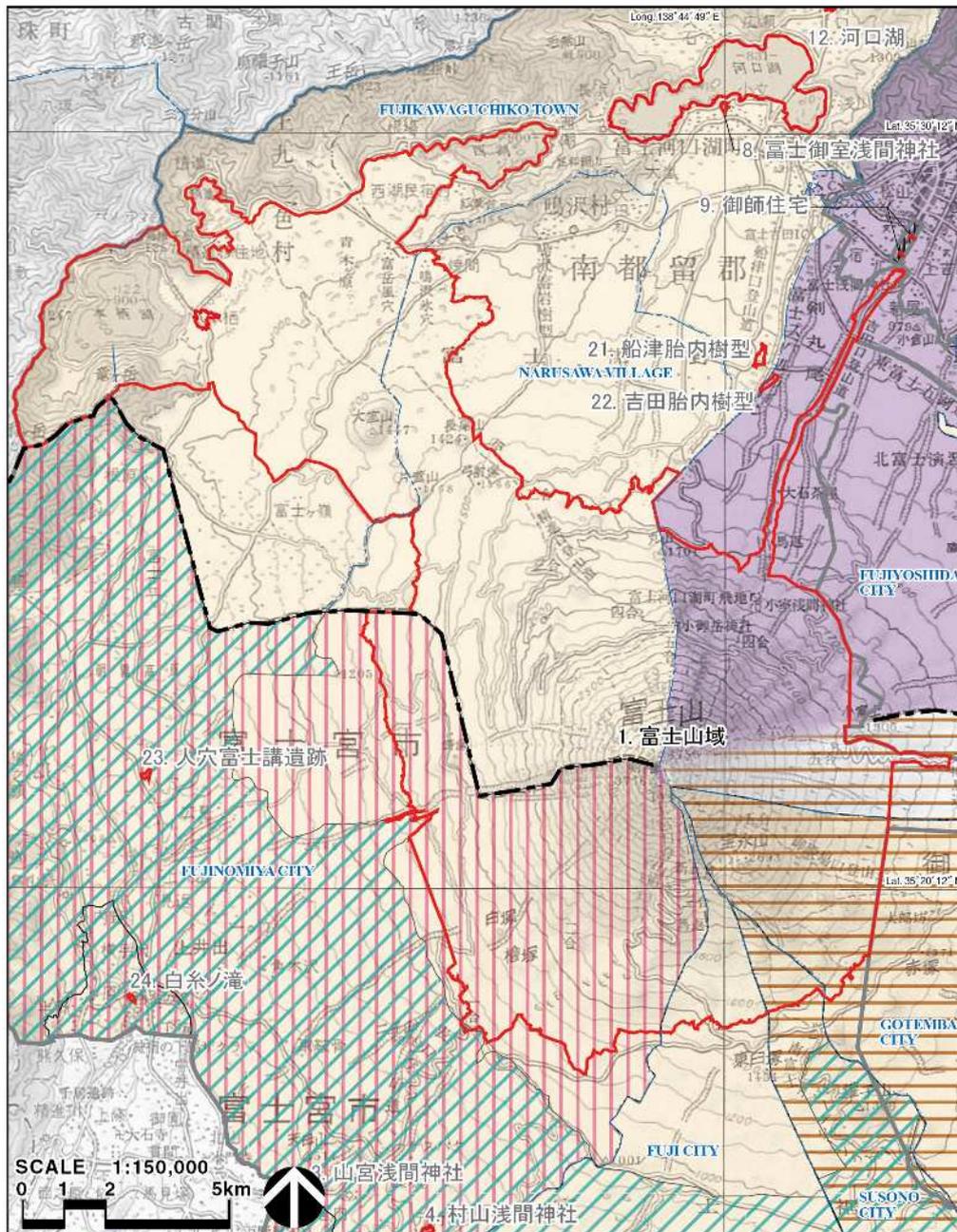
- 凡例**
- 資産範囲
 - 緩衝地帯
 - 景観法
 - (身延町景観条例、富士河口湖町景観条例、西柱町景観条例、忍野村景観条例、山中湖村景観条例、鳴沢村景観条例、富士宮市富士山景観条例、富士市景観条例、裾野市景観条例、御殿場市総合景観条例、静岡市景観条例)
 - 都市計画法 (山梨県風致地区条例)
 - 都市計画法 (第1種低層住居専用地域)
 - 都市計画法 (市街化調整区域)
 - 海岸法
 - 県境
 - 市町村境
 - ※ 県境未確定地については明確な色分けをしていない。
 - 山梨県景観条例
 - 富士吉田市富士山世界遺産条例
 - 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
 - 土地利用事業指導要綱
 - (御殿場市土地利用事業指導要綱、裾野市土地利用事業に関する指導要綱、小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱)
 - 屋外広告物法：山梨県・静岡県全域

図 53 全体の法規制図 2



- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法
 - 県境
 - 市町村境
- 自然公園法
- 国立公園特別地域（特別保護地区）
 - 国立公園特別地域（第1種特別地域）
 - 国立公園特別地域（第2種特別地域）
 - 国立公園特別地域（第3種特別地域）
 - 国立公園普通地域
- 国有林野の管理経営に関する法律
- 国有林野

図 54 富士山域の法規制図 1



凡例 ▭ 資産範囲 (構成資産) --- 県 境 --- 市町村境
 緩衝地帯 ※ 県境未確定地については明確な色分けをしていない。

景観法

□ 景観条例 (身延町景観条例、富士河口湖町景観条例、忍野村景観条例、山中湖村景観条例、鳴沢村景観条例、富士宮市富士山景観条例、富士市景観条例、裾野市景観条例、御殿場市総合景観条例)

都市計画法

▨ 山梨県風致地区条例 (風致地区)
 ▩ 市街化調整区域

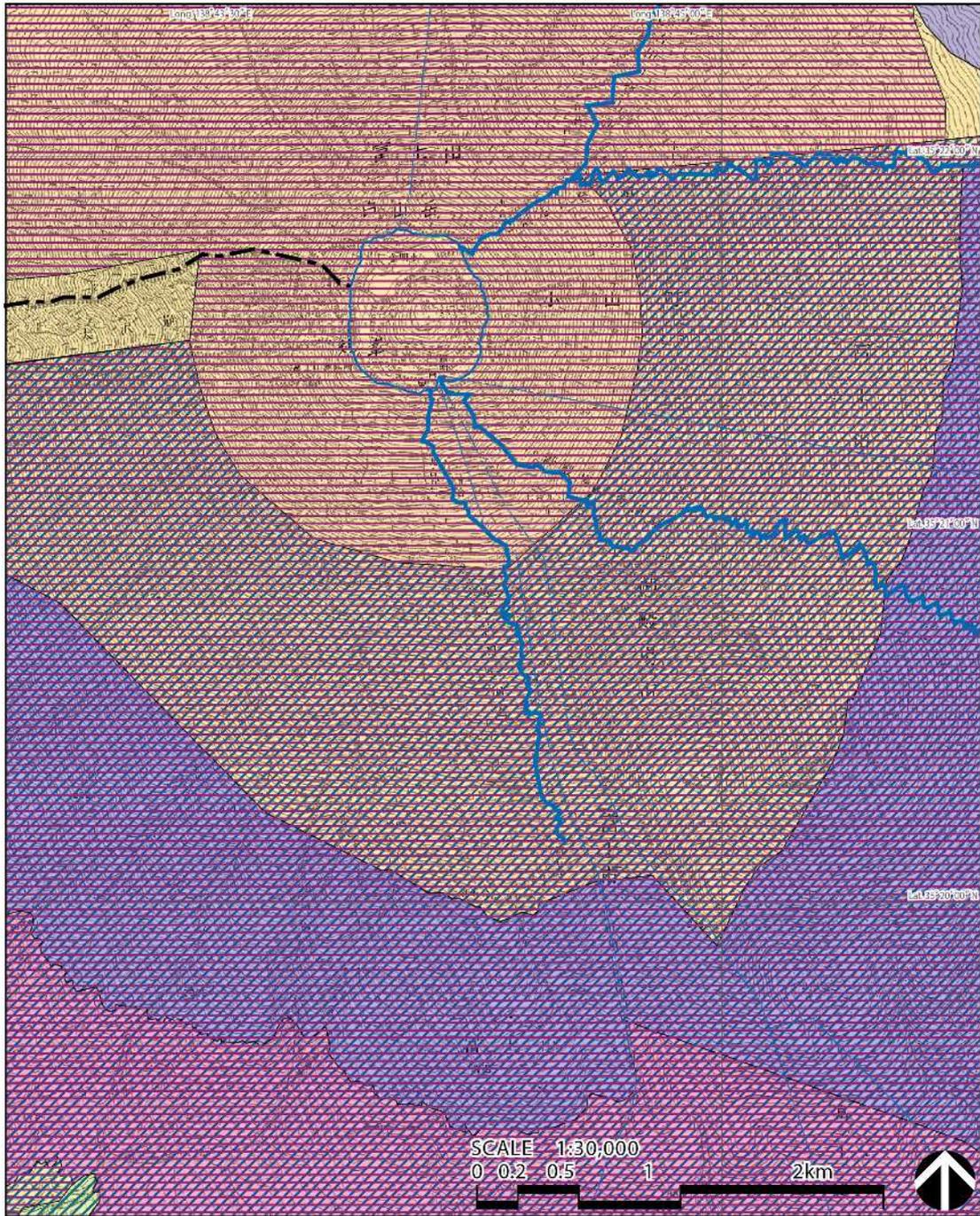
地方自治体の条例

▨ 山梨県景観条例
 ▨ 富士吉田市富士山世界遺産条例 (保全地域)
 ▨ 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

土地利用事業指導要綱

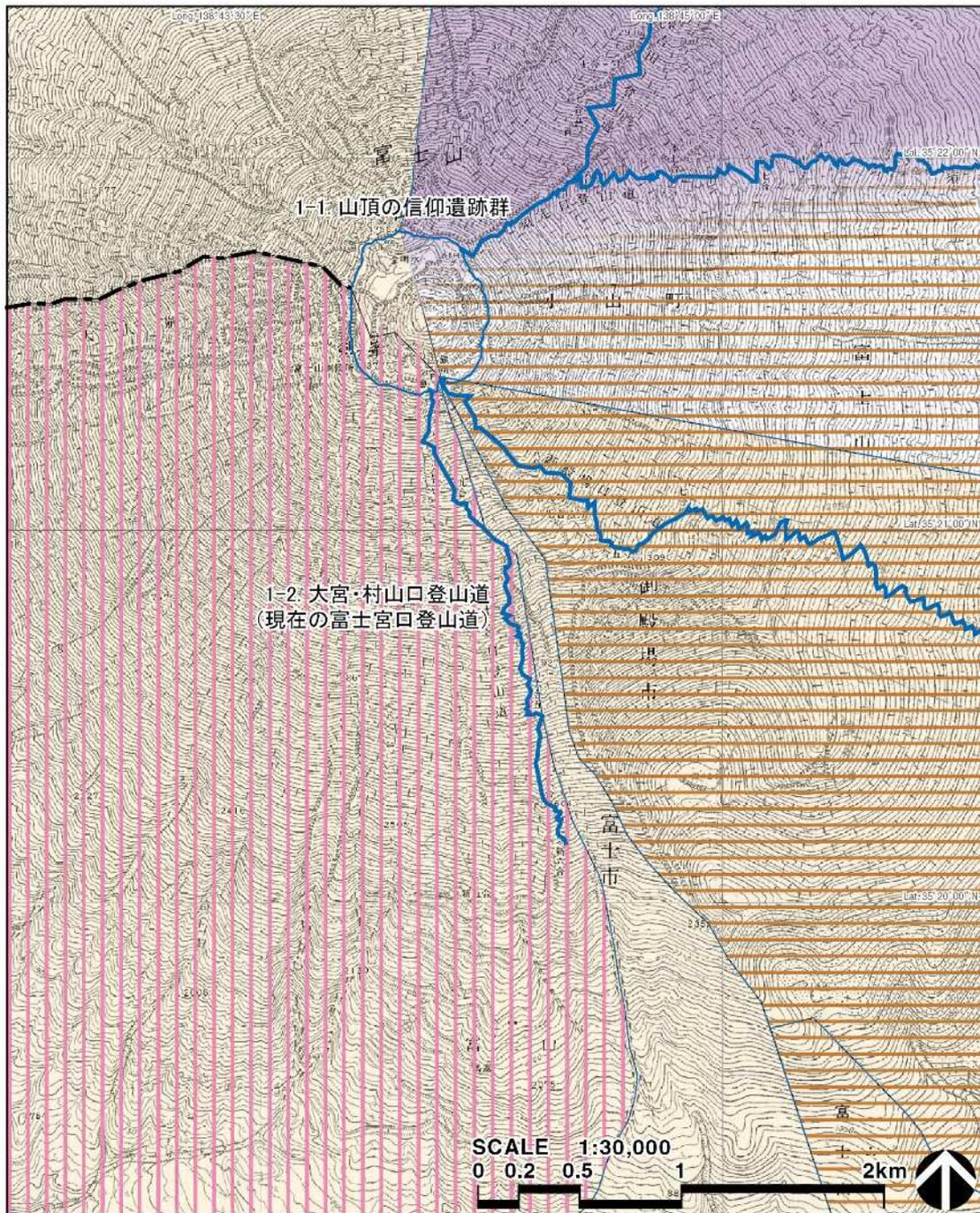
▨ 御殿場市土地利用事業指導要綱、裾野市土地利用事業に関する指導要綱、小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱

図 55 富士山域の法規制図 2



- 凡例
-  資産範囲（構成要素）
 -  文化財保護法
 - 自然公園法**
 -  国立公園特別地域（特別保護地区）
 -  国立公園特別地域（第1種特別地域）
 -  国立公園特別地域（第2種特別地域）
 -  国立公園特別地域（第3種特別地域）
 -  国立公園普通地域
 - 国有林野の管理経営に関する法律**
 -  国有林野
-  県境
 市町村境

図 56 山頂の信仰遺跡群及び大宮・村山口登山道の法規制図 1



凡例 資産範囲 (構成要素)

県 境

市町村境

※ 県境未確定地については明確な色分けをしていない。

景観法

景観条例 (鳴沢村景観条例、富士宮市富士山景観条例、富士市景観条例、裾野市景観条例、御殿場市総合景観条例)

地方自治体の条例

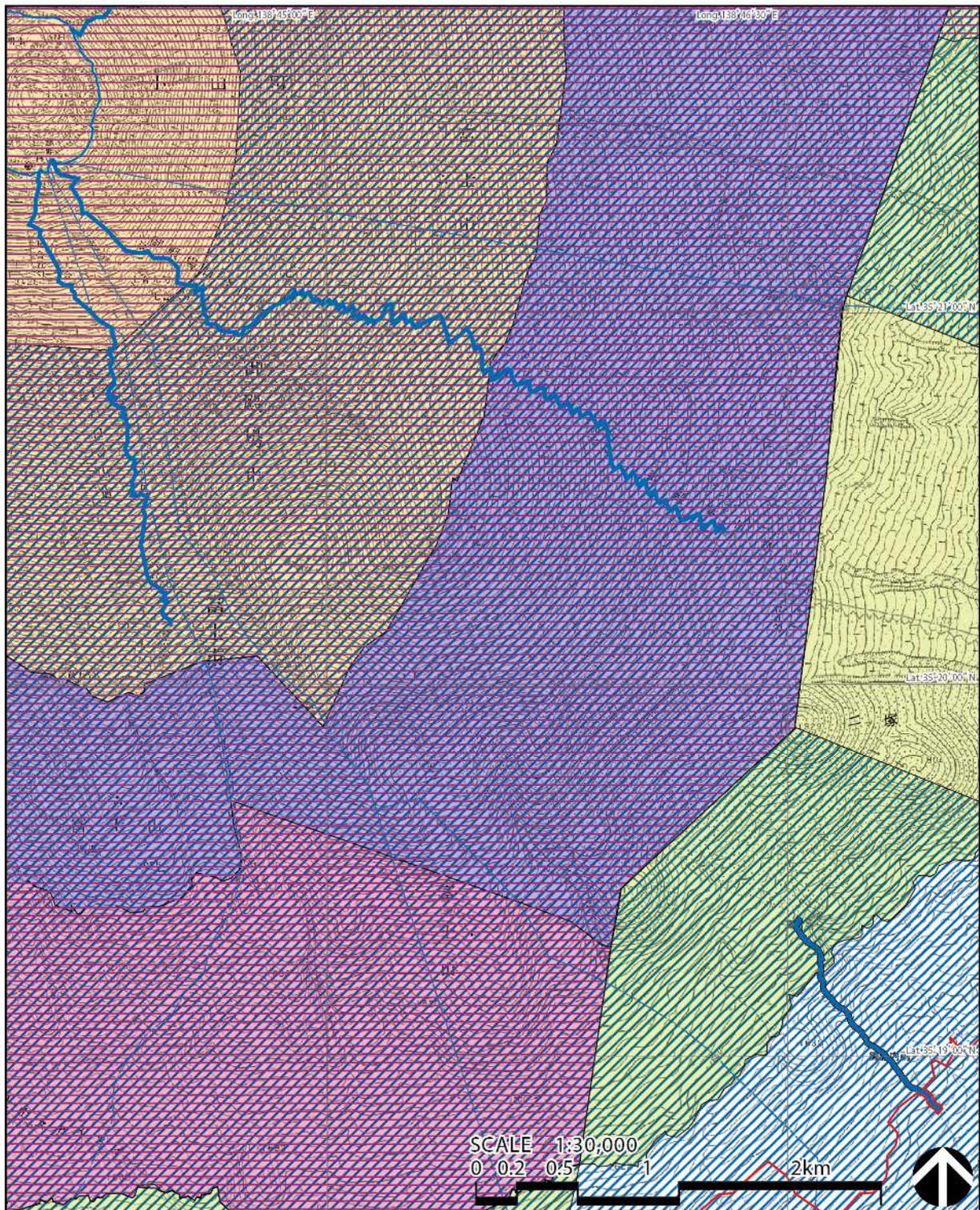
山梨県景観条例

富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

土地利用事業指導要綱

御殿場市土地利用事業指導要綱、裾野市土地利用事業に関する指導要綱、小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱

図 57 山頂の信仰遺跡群及び大宮・村山口登山道の法規制図 2



凡例 ▭ 資産範囲（構成資産）

▭ 資産範囲（構成要素）

▭ 文化財保護法

自然公園法

▭ 国立公園特別地域（特別保護地区）

▭ 国立公園特別地域（第1種特別地域）

▭ 国立公園特別地域（第2種特別地域）

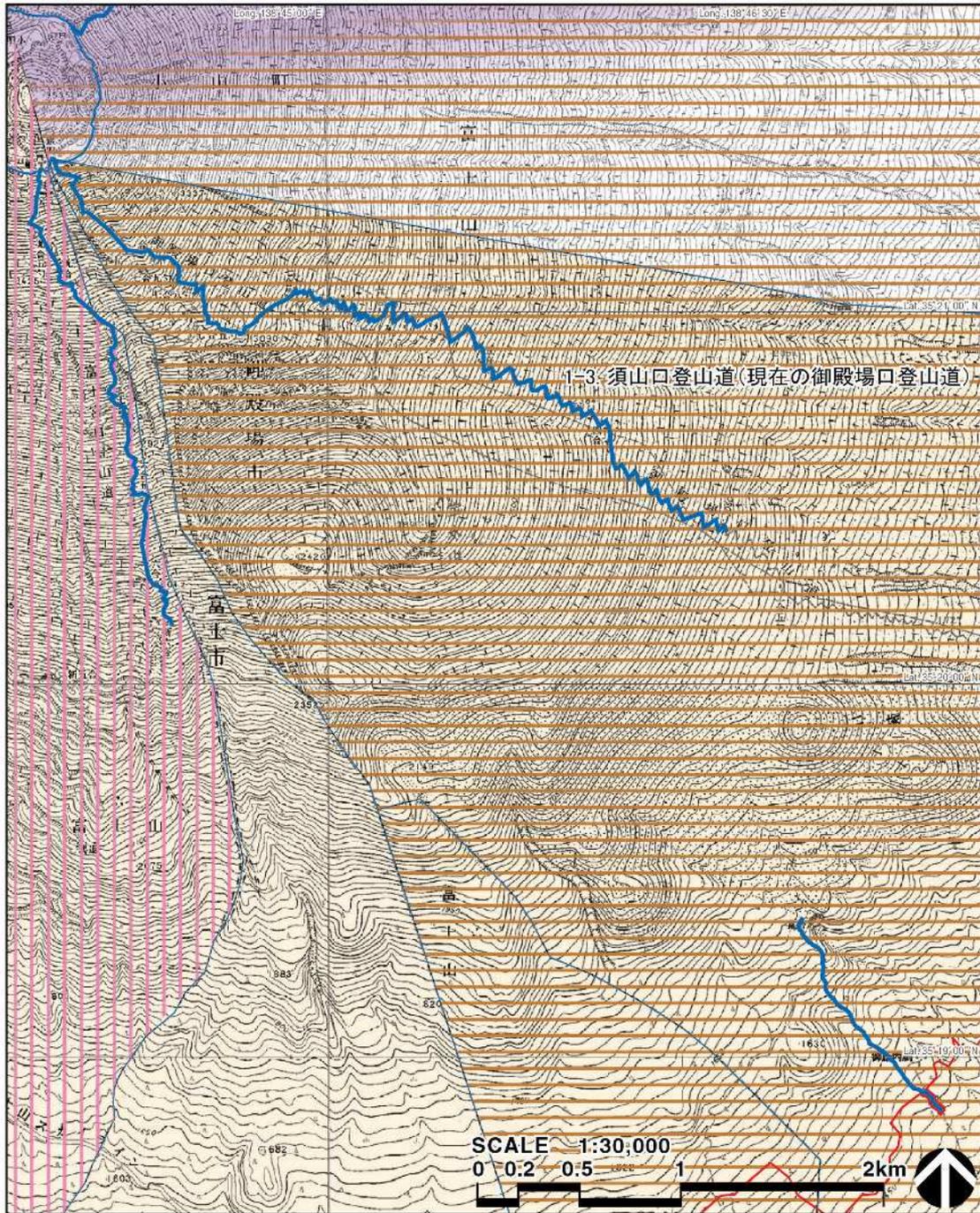
▭ 国立公園特別地域（第3種特別地域）

国有林野の管理経営に関する法律

▭ 国有林野

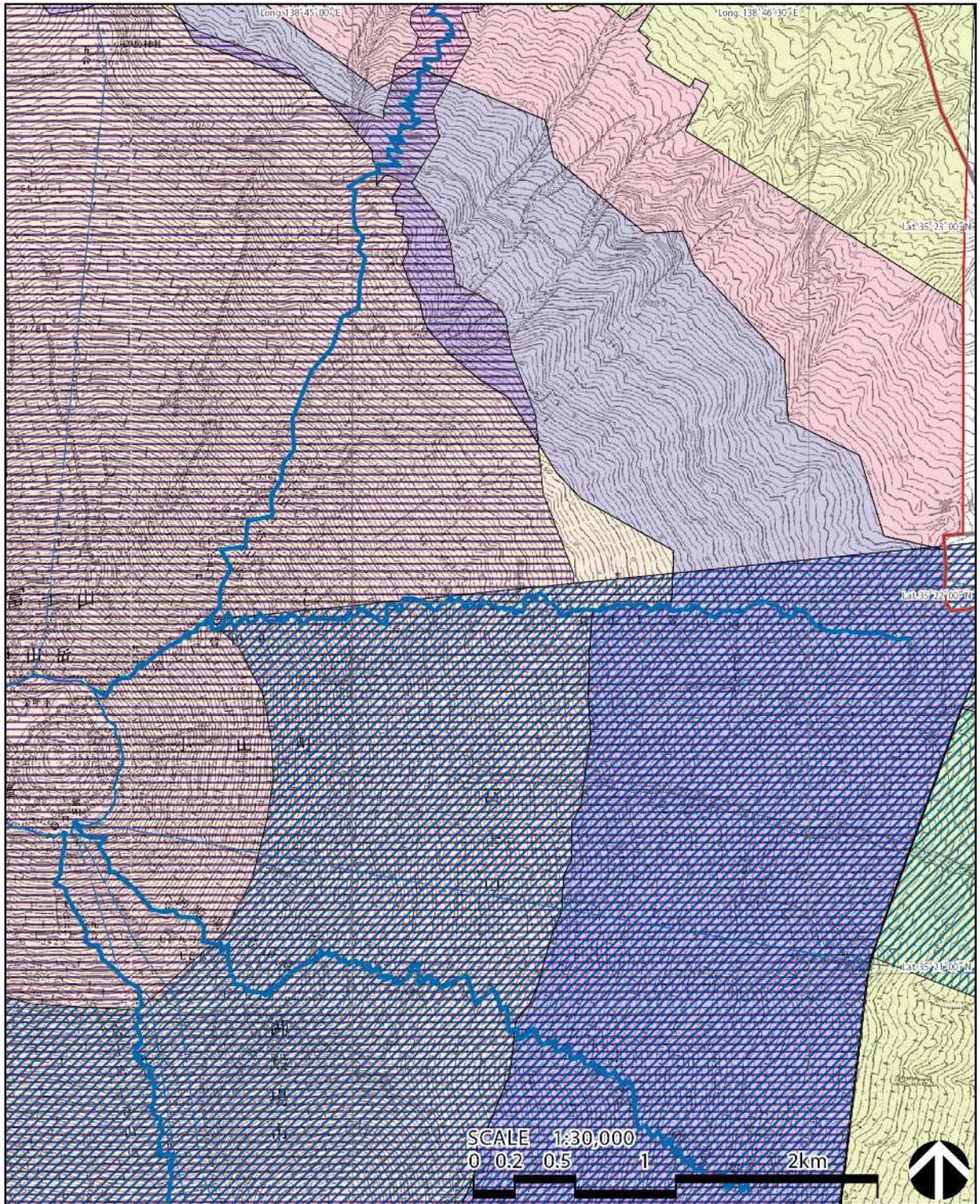
----- 市町村境

図 58 須山口登山道(現御殿場口登山道)の法規制図 1



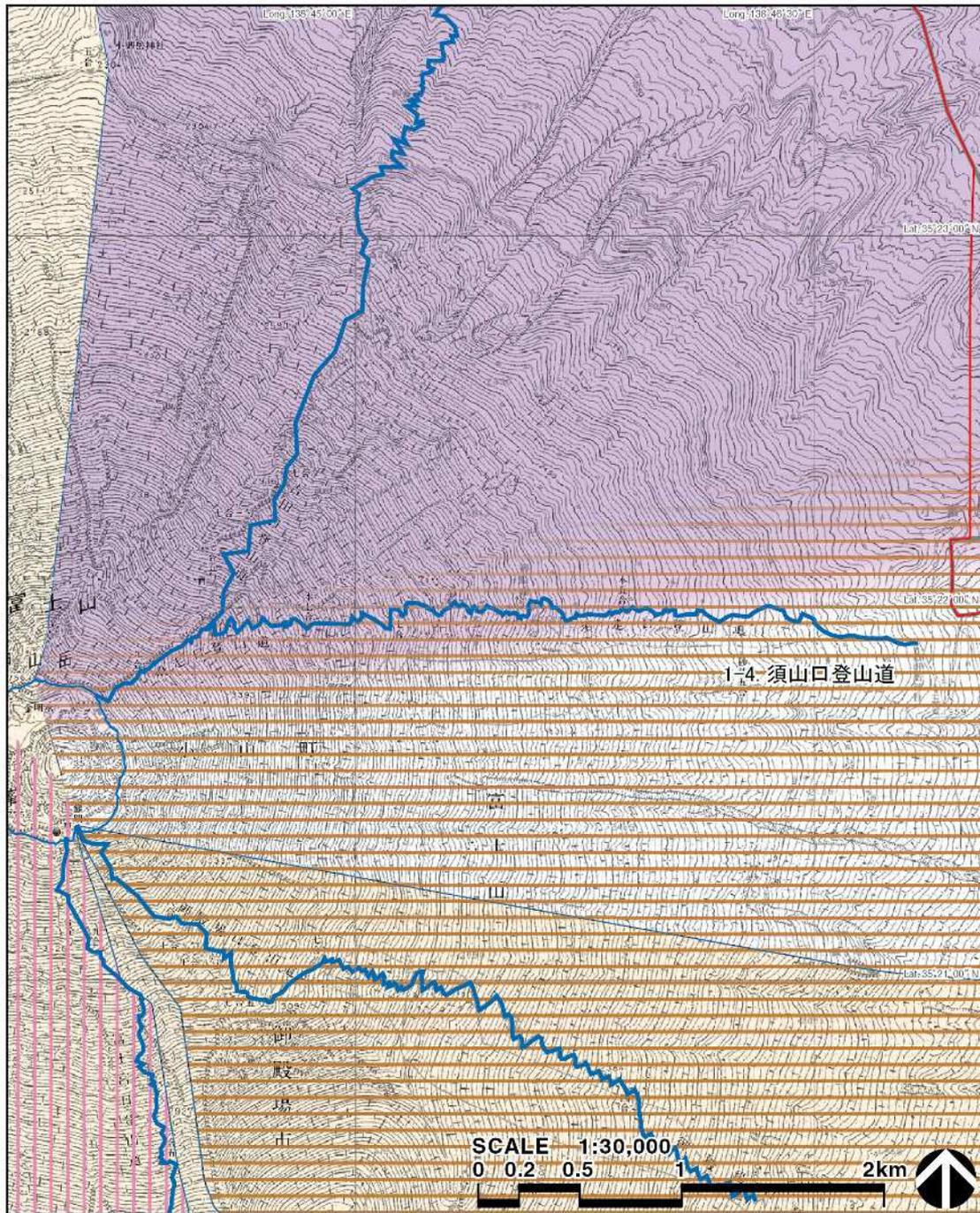
- 凡例
- 資産範囲 (構成資産)
 - 資産範囲 (構成要素)
 - 市町村境
 - ※ 県境未確定地については明確な色分けをしていない。
- 景観法
- 景観条例 (富士宮市富士山景観条例、富士市景観条例、裾野市景観条例、御殿場市総合景観条例)
- 地方自治体の条例
- 山梨県景観条例
 - 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
- 土地利用事業指導要綱
- 御殿場市土地利用事業指導要綱、裾野市土地利用事業に関する指導要綱、小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱

図 59 須山口登山道(現御殿場口登山道)の法規制図 2



- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 資産範囲（構成要素）
 - 文化財保護法
- 市町村境
- 自然公園法
- 国立公園特別地域（特別保護地区）
 - 国立公園特別地域（第1種特別地域）
 - 国立公園特別地域（第2種特別地域）
 - 国立公園特別地域（第3種特別地域）
- 国有林野の管理経営に関する法律
- 国有林野

図 60 須走口登山道の法規制図 1



- 凡例
- ▭ 資産範囲（構成資産）
 - ▭ 資産範囲（構成要素）
 - 市町村境
 - ※ 県境未確定地については明確な色分けをしていない。
- 景観法
- 景観条例（鳴沢村景観条例、富士宮市富士山景観条例、富士市景観条例、裾野市景観条例、御殿場市総合景観条例）
- 地方自治体の条例
- 山梨県景観条例
 - 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
- 土地利用事業指導要綱
- 御殿場市土地利用事業指導要綱、小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱

図 61 須走口登山道の法規制図 2

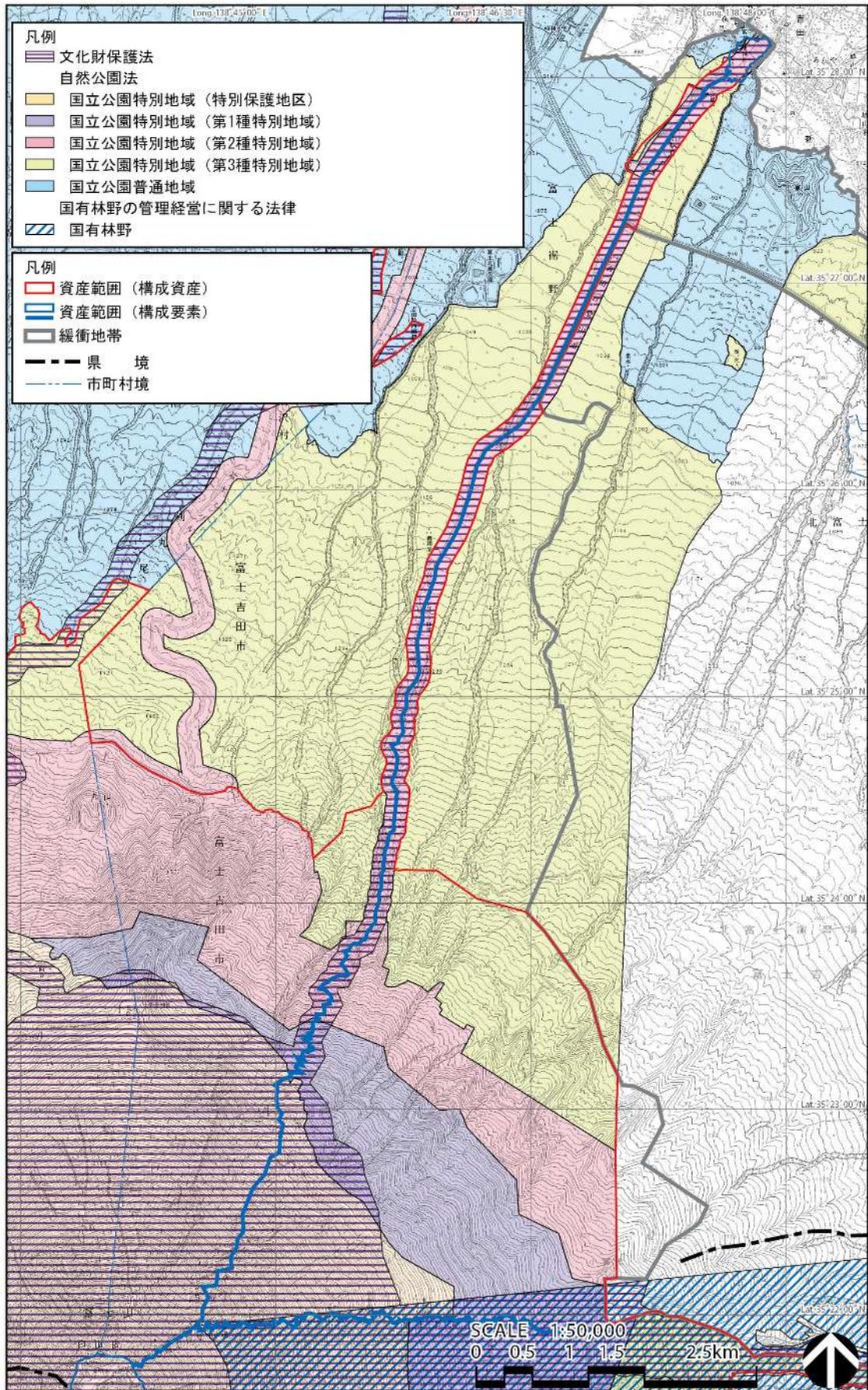


図 62 吉田口登山道の法規制図 1

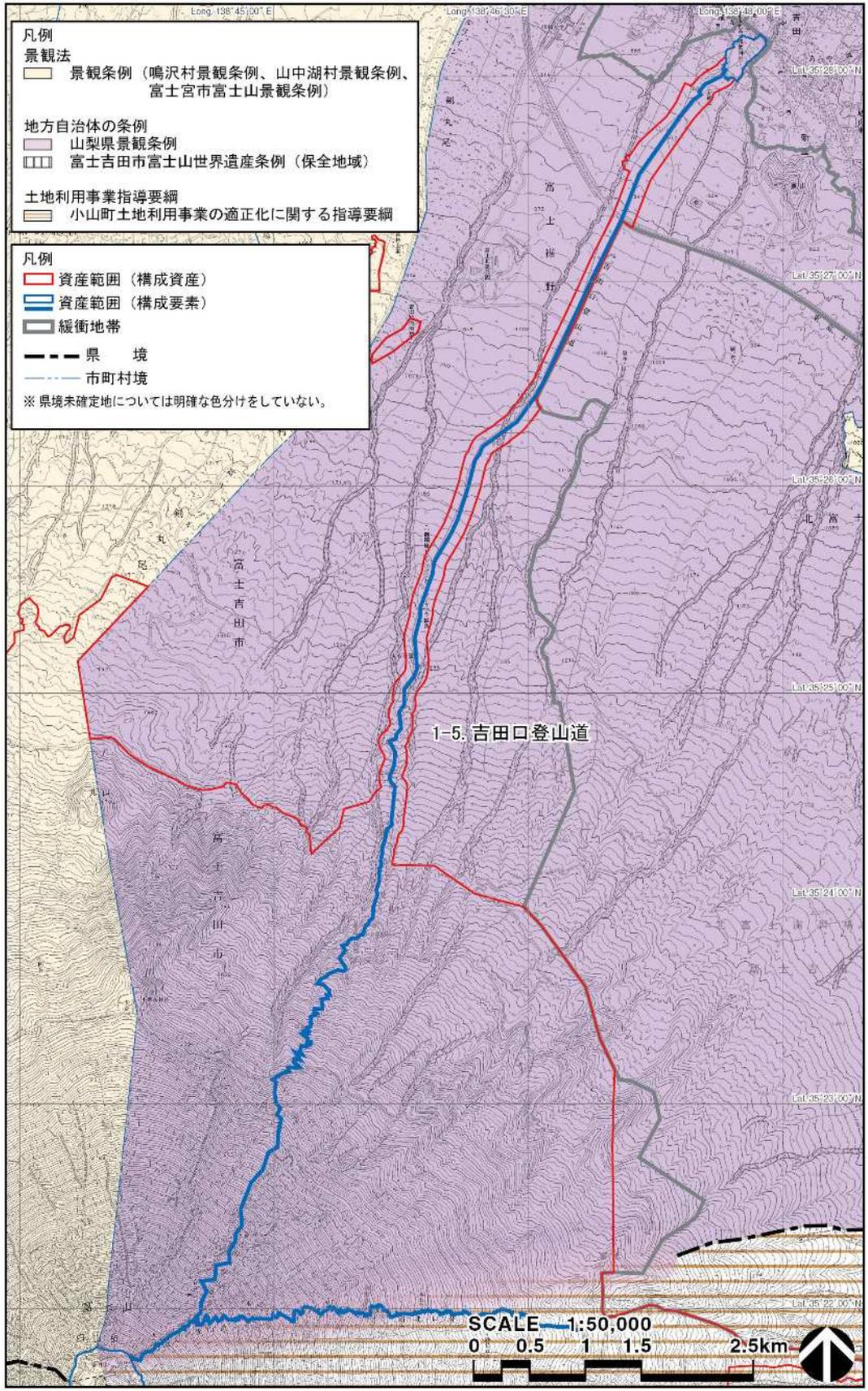
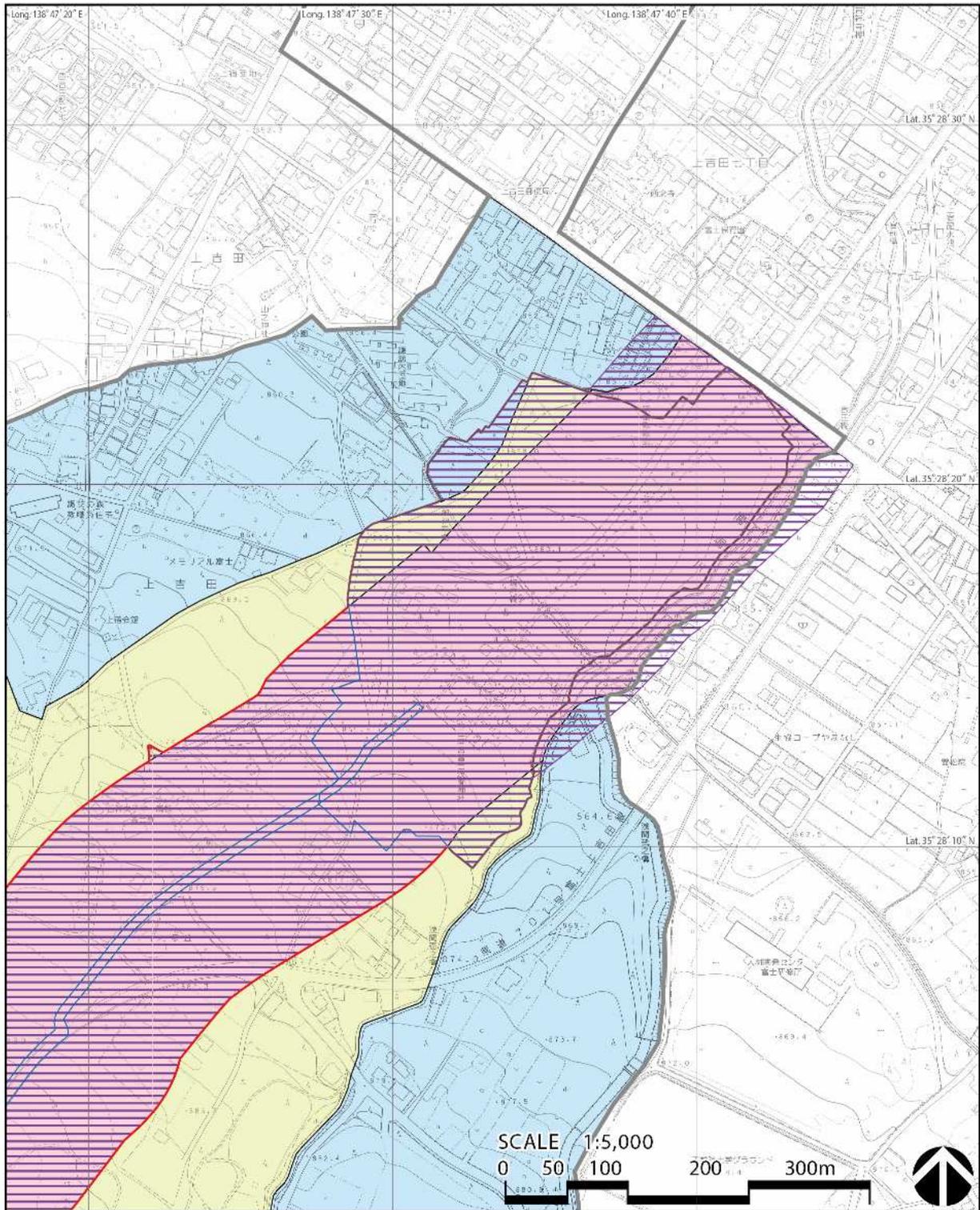
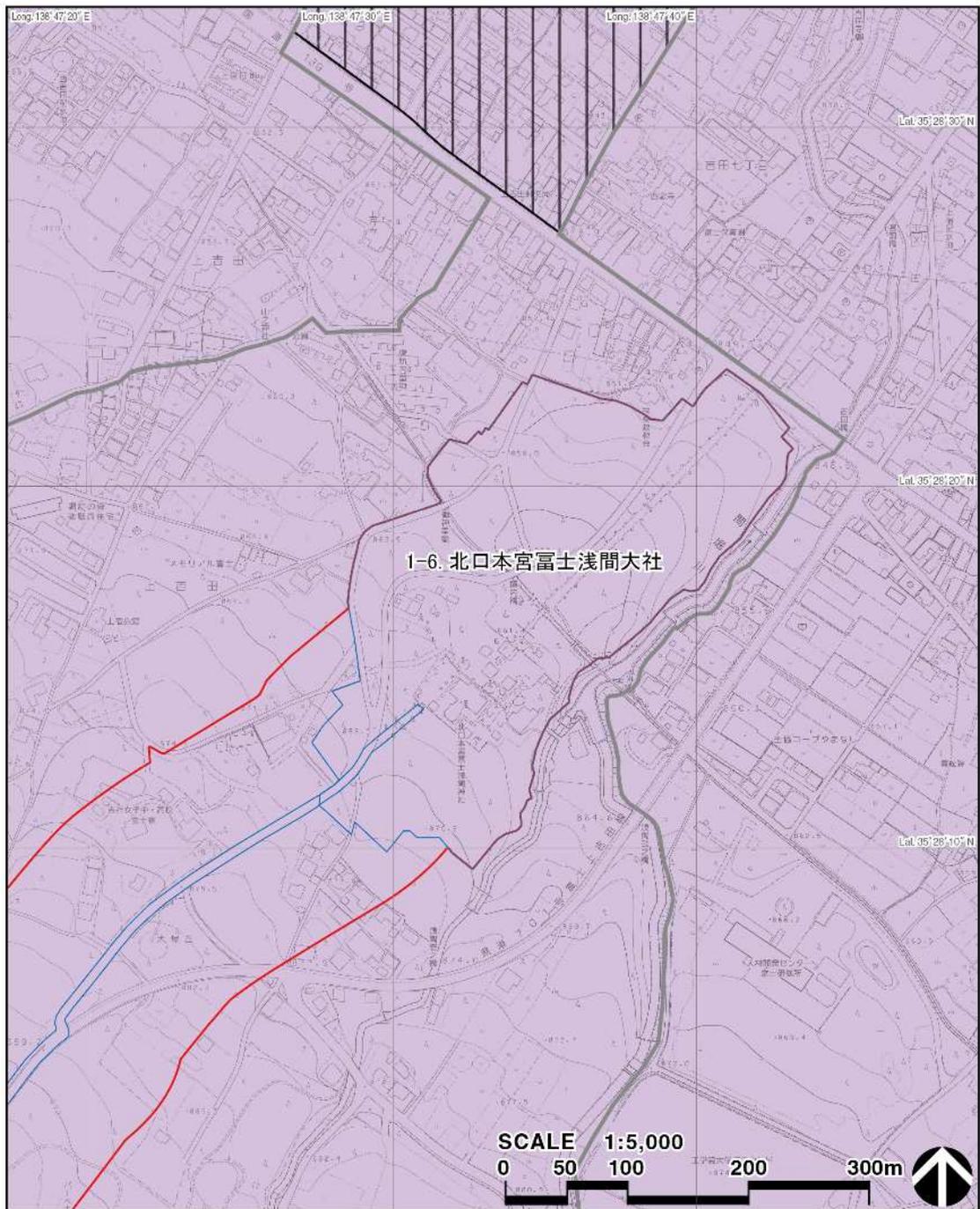


図 63 吉田口登山道の法規制図 2



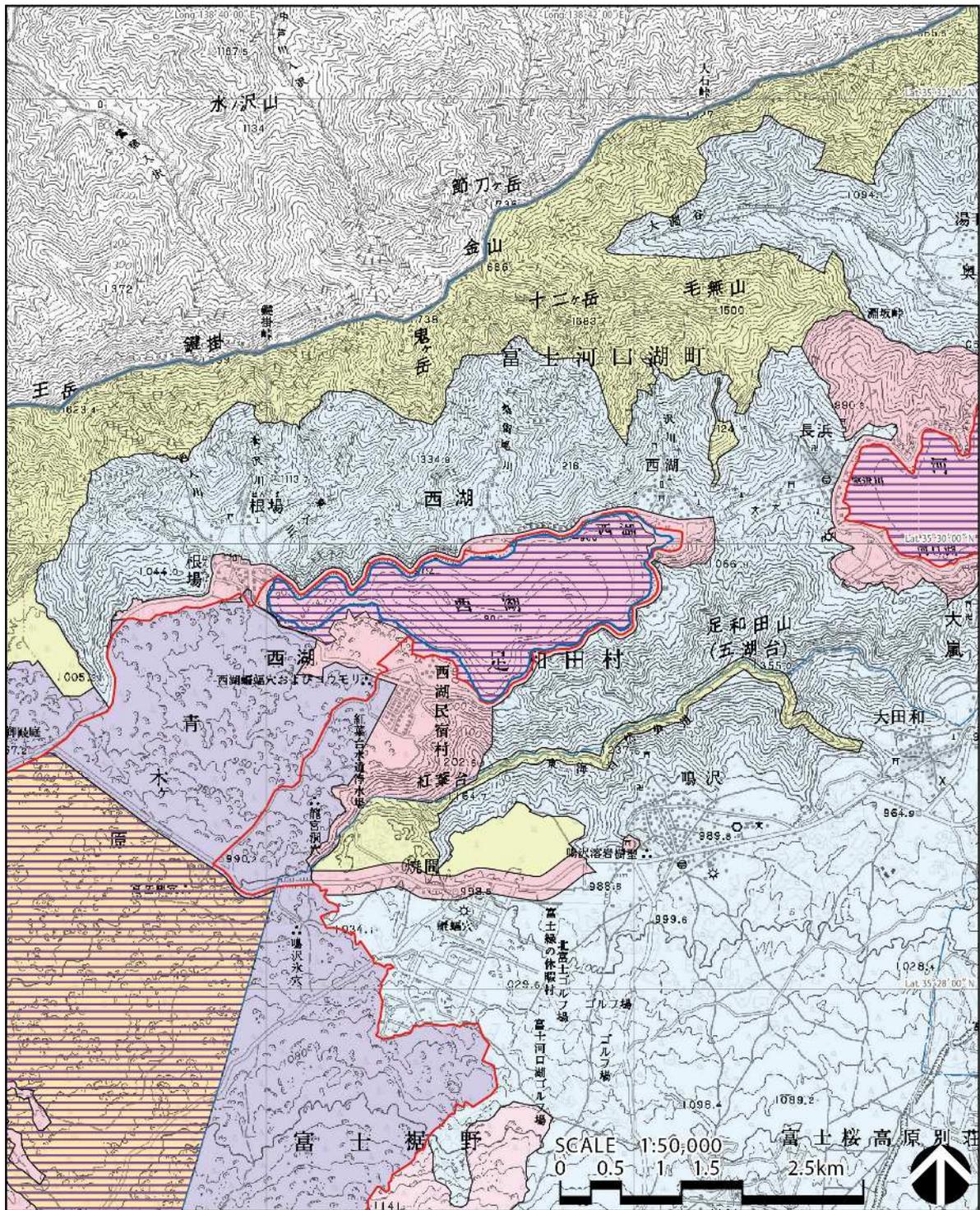
- 凡例
- ▭ 資産範囲（構成資産）
 - ▭ 資産範囲（構成要素）
 - ▭ 緩衝地帯
 - ▭ 文化財保護法
- 自然公園法
- ▭ 国立公園特別地域（第2種特別地域）
 - ▭ 国立公園特別地域（第3種特別地域）
 - ▭ 国立公園普通地域

図 64 北口本宮富士浅間神社の法規制図 1



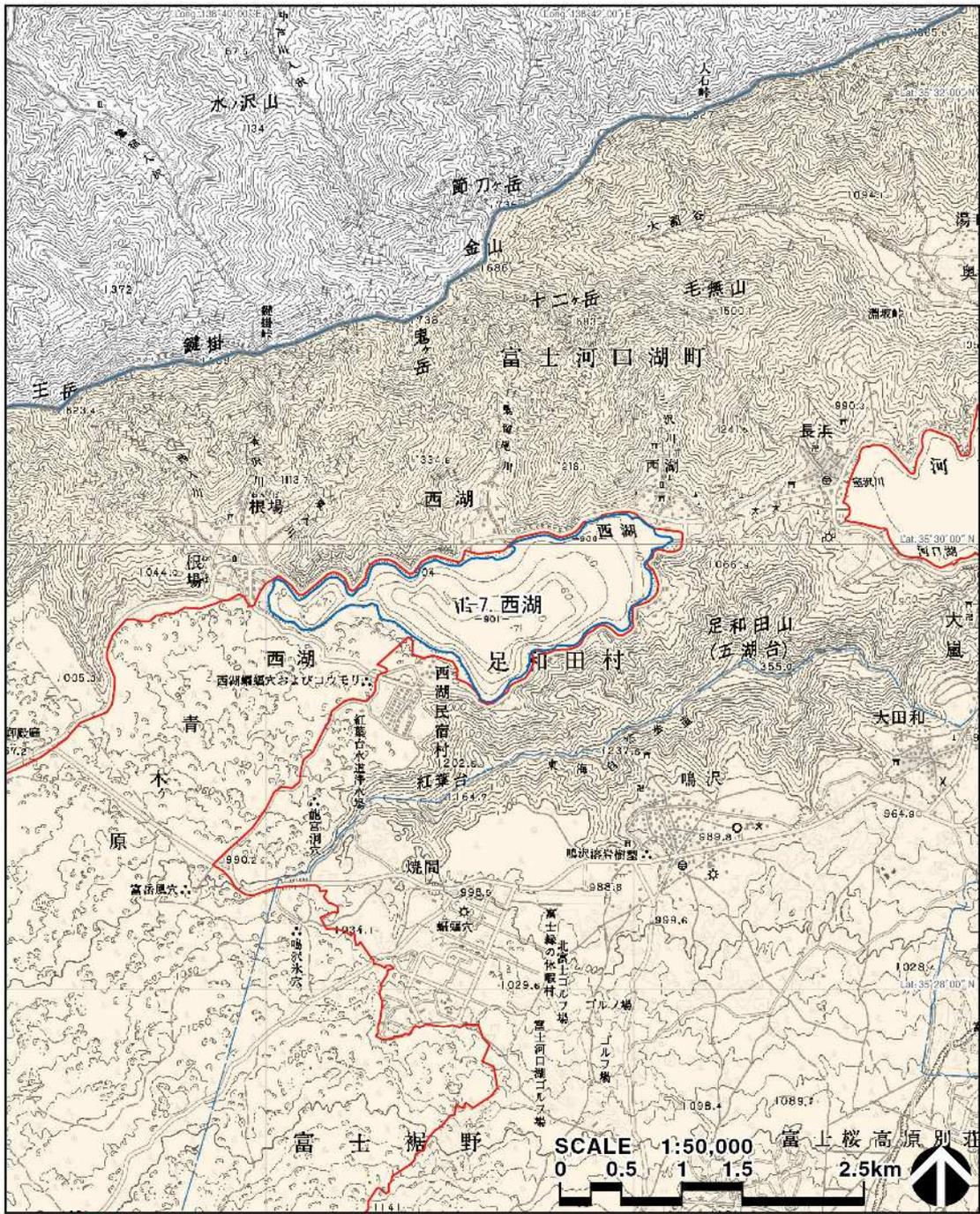
- 凡例
- ▬ 資産範囲（構成資産）
 - ▬ 資産範囲（構成要素）
 - 緩衝地帯
- 地方自治体の条例
- 山梨県景観条例
 - 富士吉田市富士山世界遺産条例（保全地域）

図 65 北口本宮富士浅間神社の法規制図 2



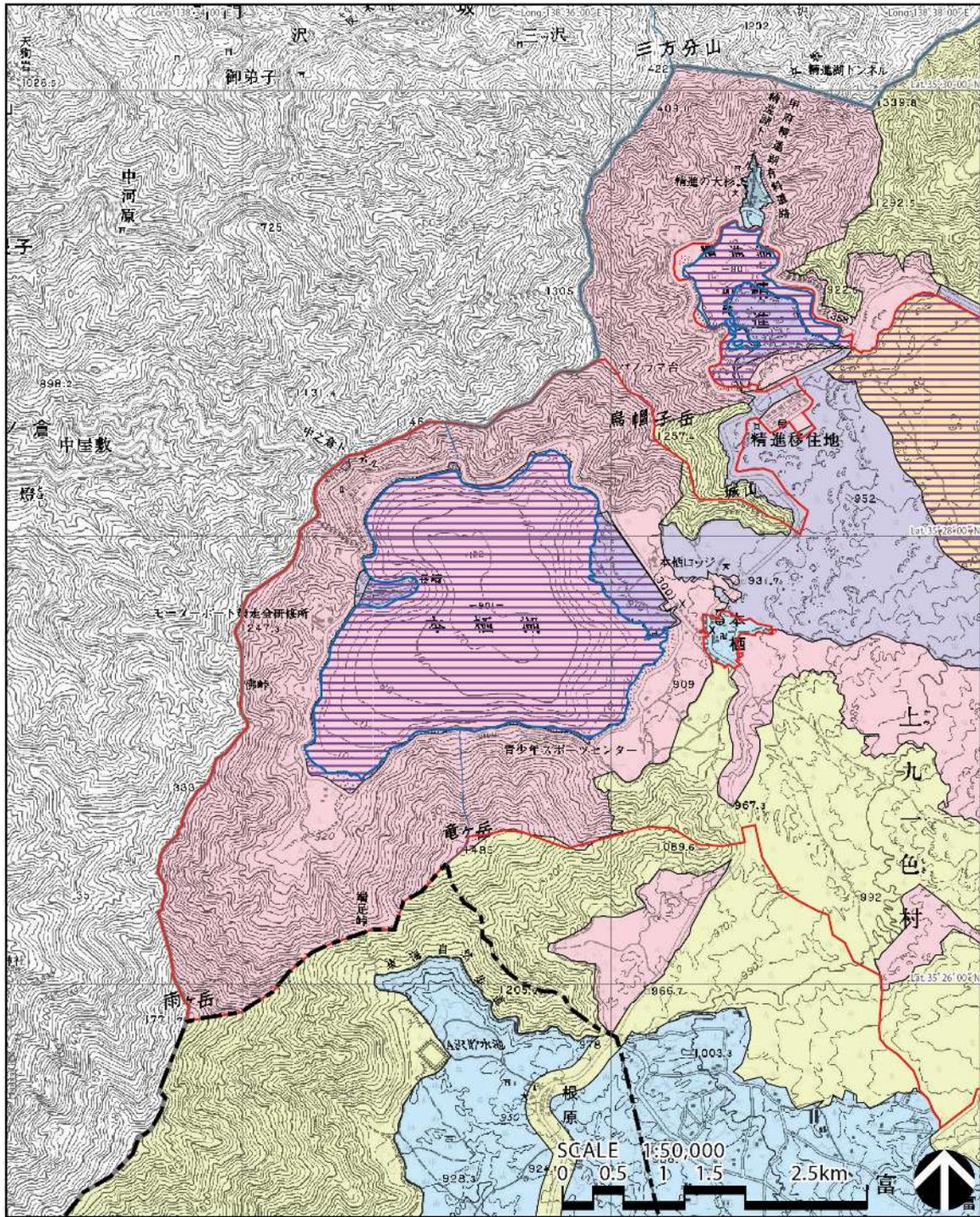
- 凡例
- 資産範囲 (構成資産)
 - 資産範囲 (構成要素)
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法
- 市町村境
- 自然公園法
- 国立公園特別地域 (特別保護地区)
 - 国立公園特別地域 (第1種特別地域)
 - 国立公園特別地域 (第2種特別地域)
 - 国立公園特別地域 (第3種特別地域)
 - 国立公園普通地域

図 66 西湖の法規制図 1



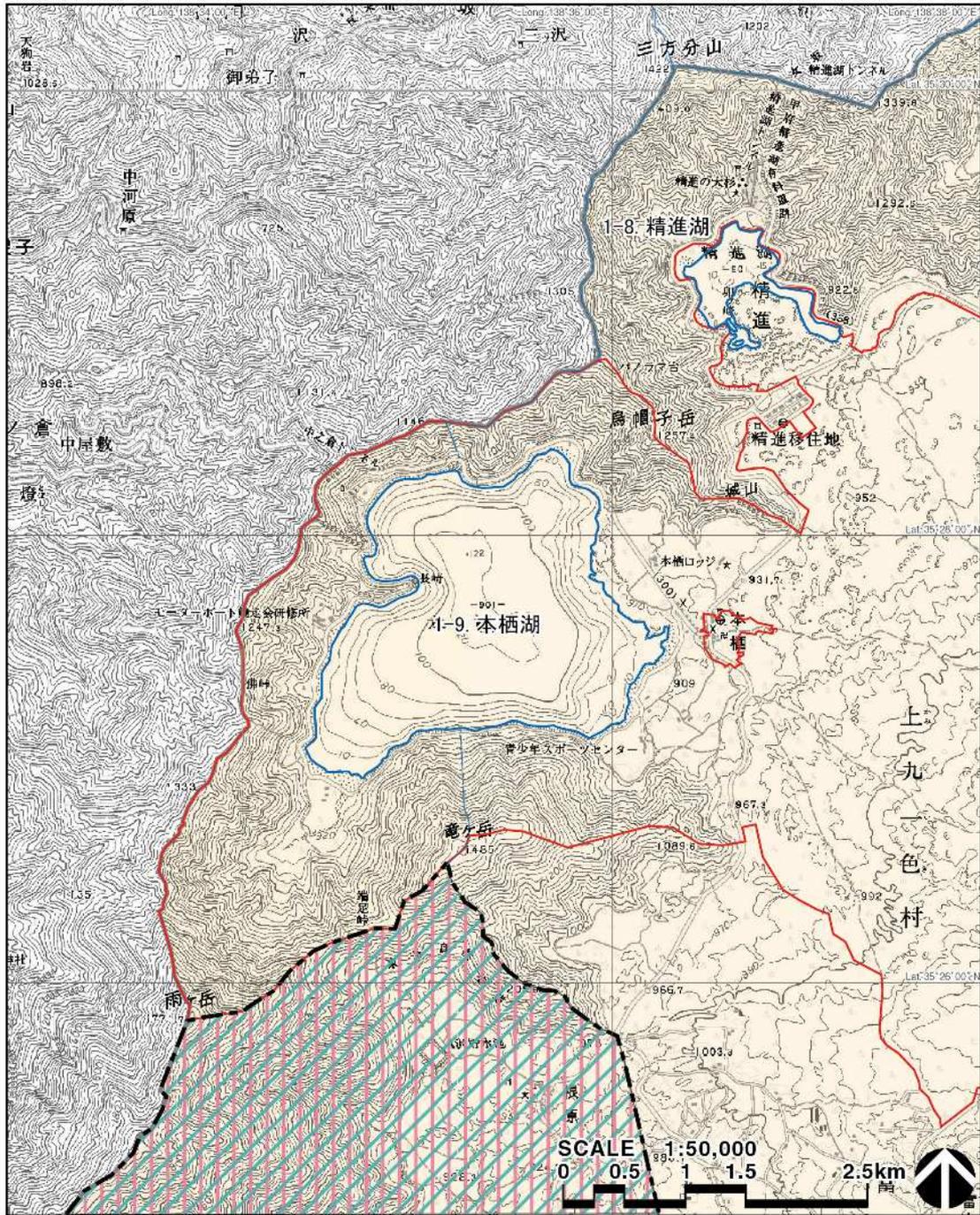
- 凡例
- ▬ 資産範囲 (構成資産)
 - ▬ 資産範囲 (構成要素)
 - 緩衝地帯
- 景観法
- 景観条例 (鳴沢村景観条例、富士河口湖町景観条例)
- 市町村境

図 67 西湖の法規制図 2



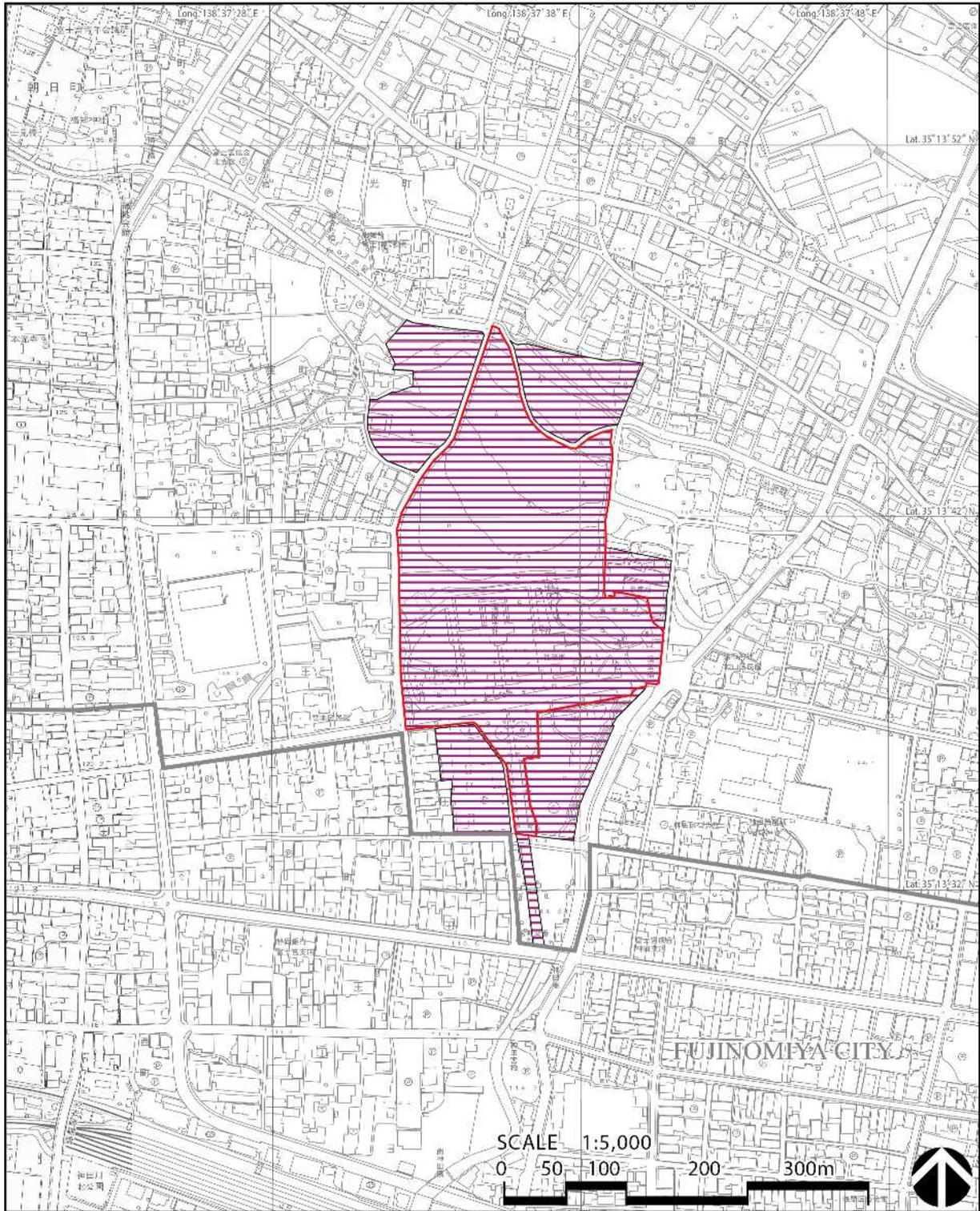
- 凡例
- 資産範囲 (構成資産)
 - 資産範囲 (構成要素)
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法
 - 県境
 - 市町村境
- 自然公園法
- 国立公園特別地域 (特別保護地区)
 - 国立公園特別地域 (第1種特別地域)
 - 国立公園特別地域 (第2種特別地域)
 - 国立公園特別地域 (第3種特別地域)
 - 国立公園普通地域

図 68 精進湖・本栖湖の法規制図 1



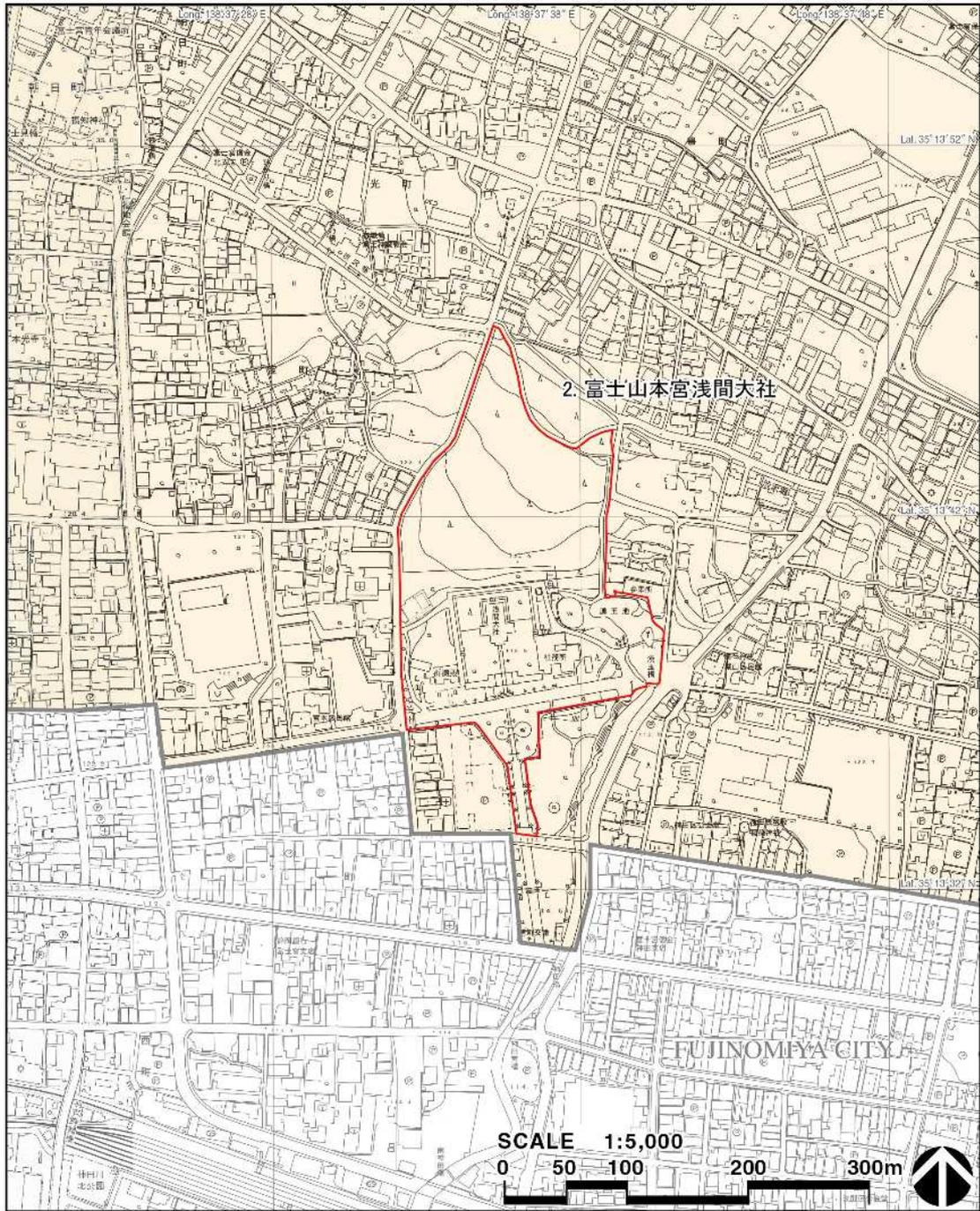
- 凡例
- 資産範囲 (構成資産)
 - 資産範囲 (構成要素)
 - 緩衝地帯
 - 県境
 - 市町村境
- 景観法
- 景観条例 (身延町景観条例、富士河口湖町景観条例、富士宮市富士山景観条例)
- 都市計画法
- 市街化調整区域
- 地方自治体の条例
- 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

図 69 精進湖・本栖湖の法規制図 2



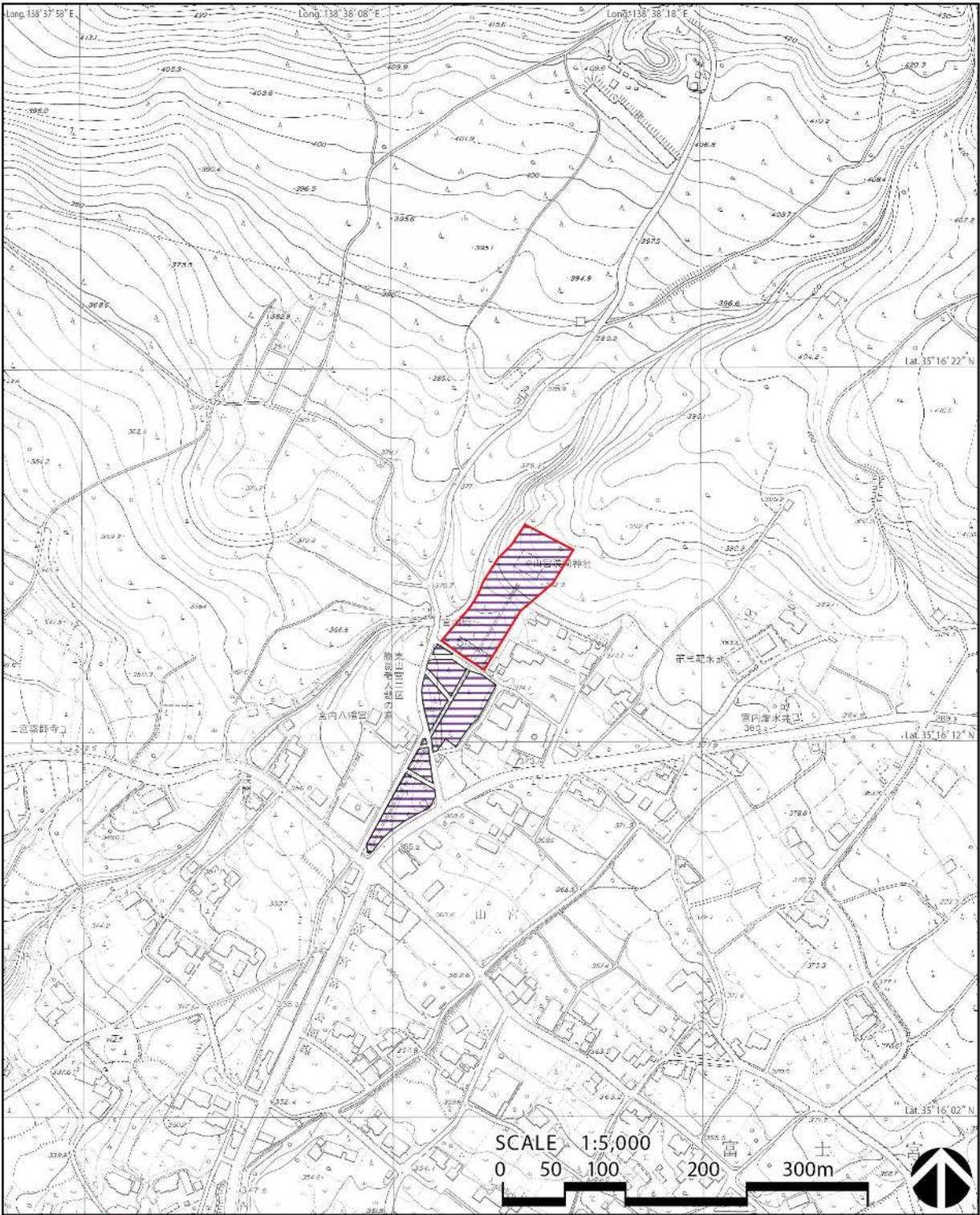
- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法

図 70 富士山本宮浅間大社の法規制図 1



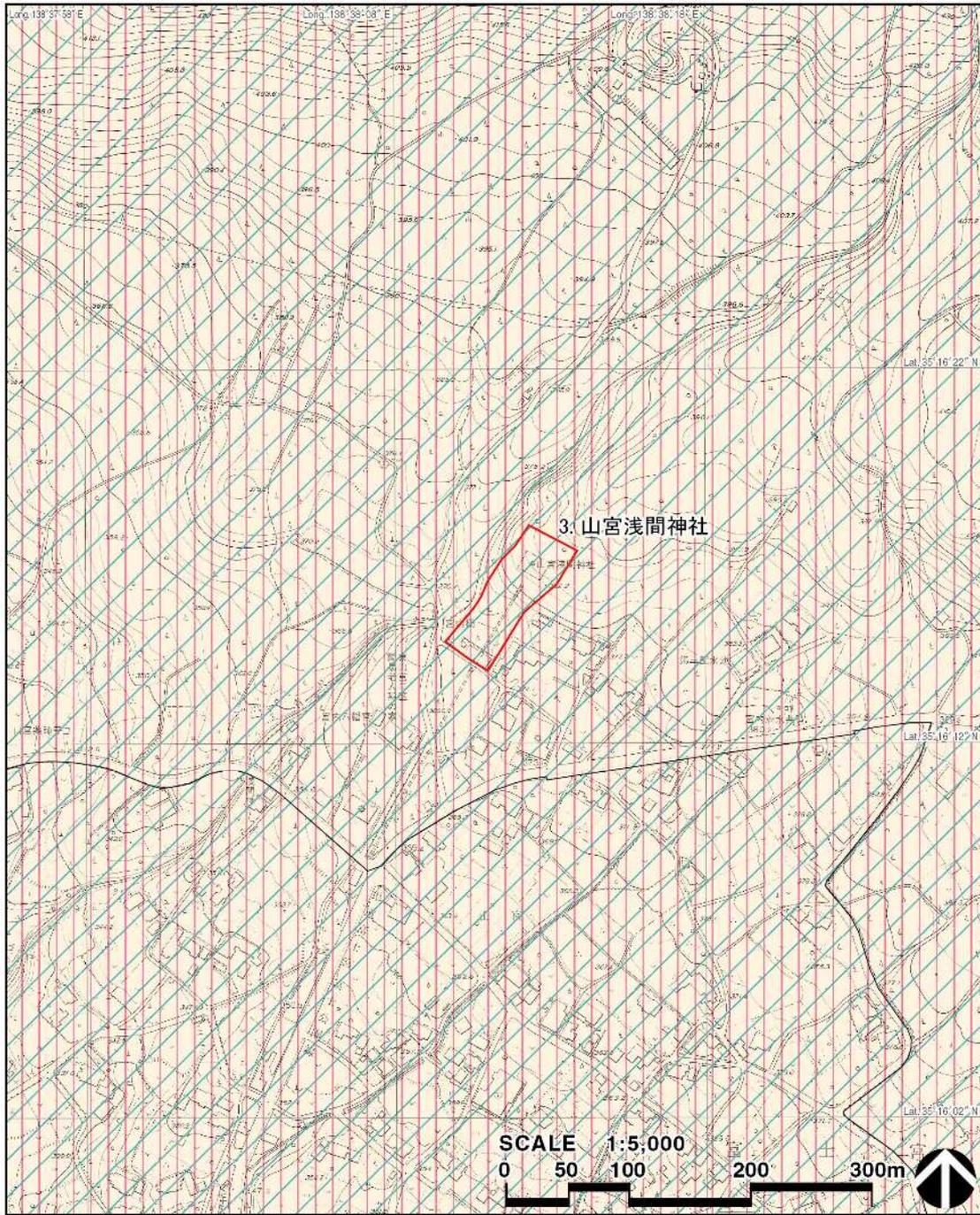
- 凡例
- 資産範囲 (構成資産)
 - 緩衝地帯
- 景観法
- 景観条例 (富士宮市富士山景観条例)

図 71 富士山本宮浅間大社の法規制図 2



凡例 資産範囲（構成資産）
 文化財保護法

図 72 山宮浅間神社の法規制図 1



凡例 資産範囲（構成資産）

景観法

富士宮市富士山景観条例

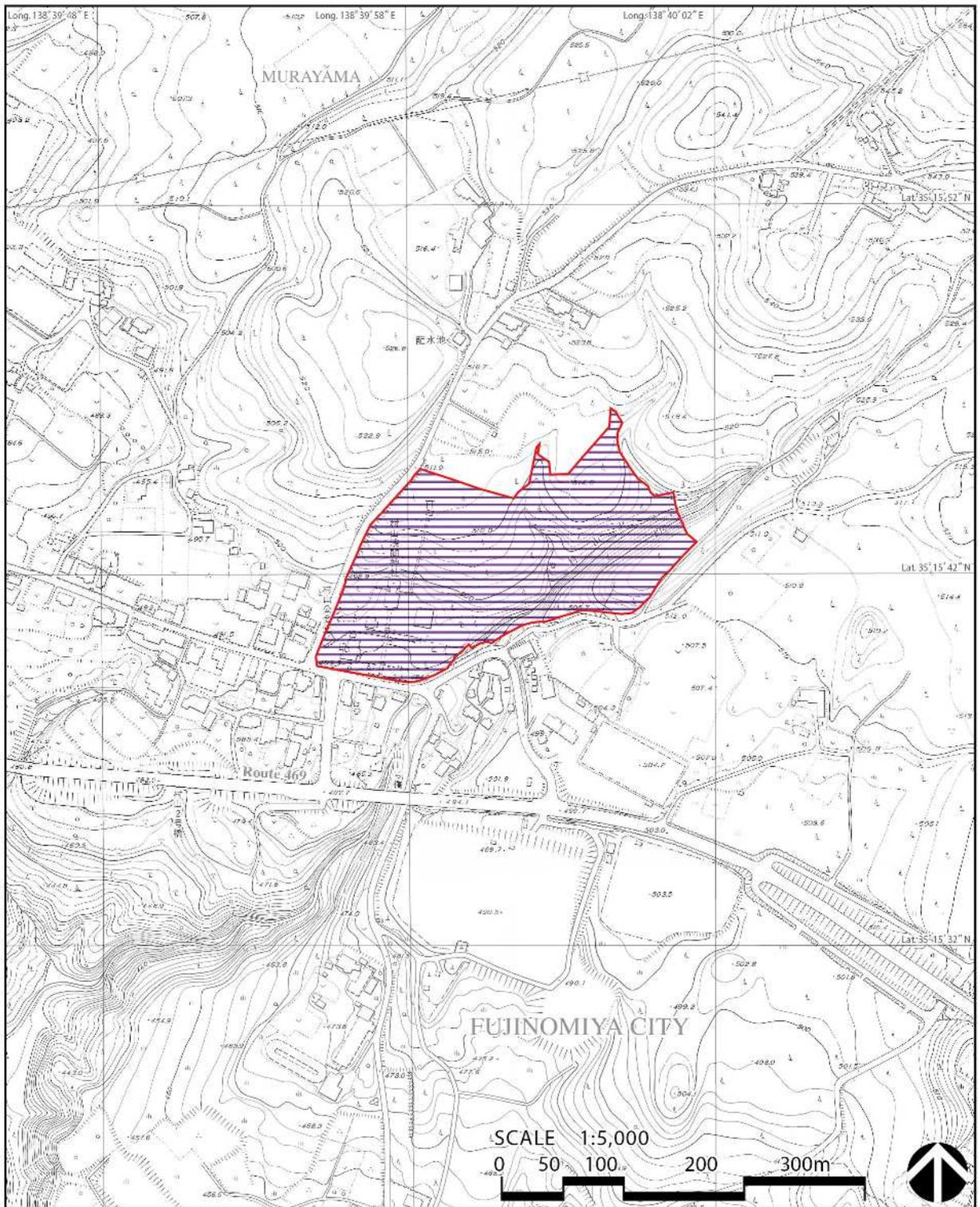
都市計画法

市街化調整区域

地方自治体の条例

富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

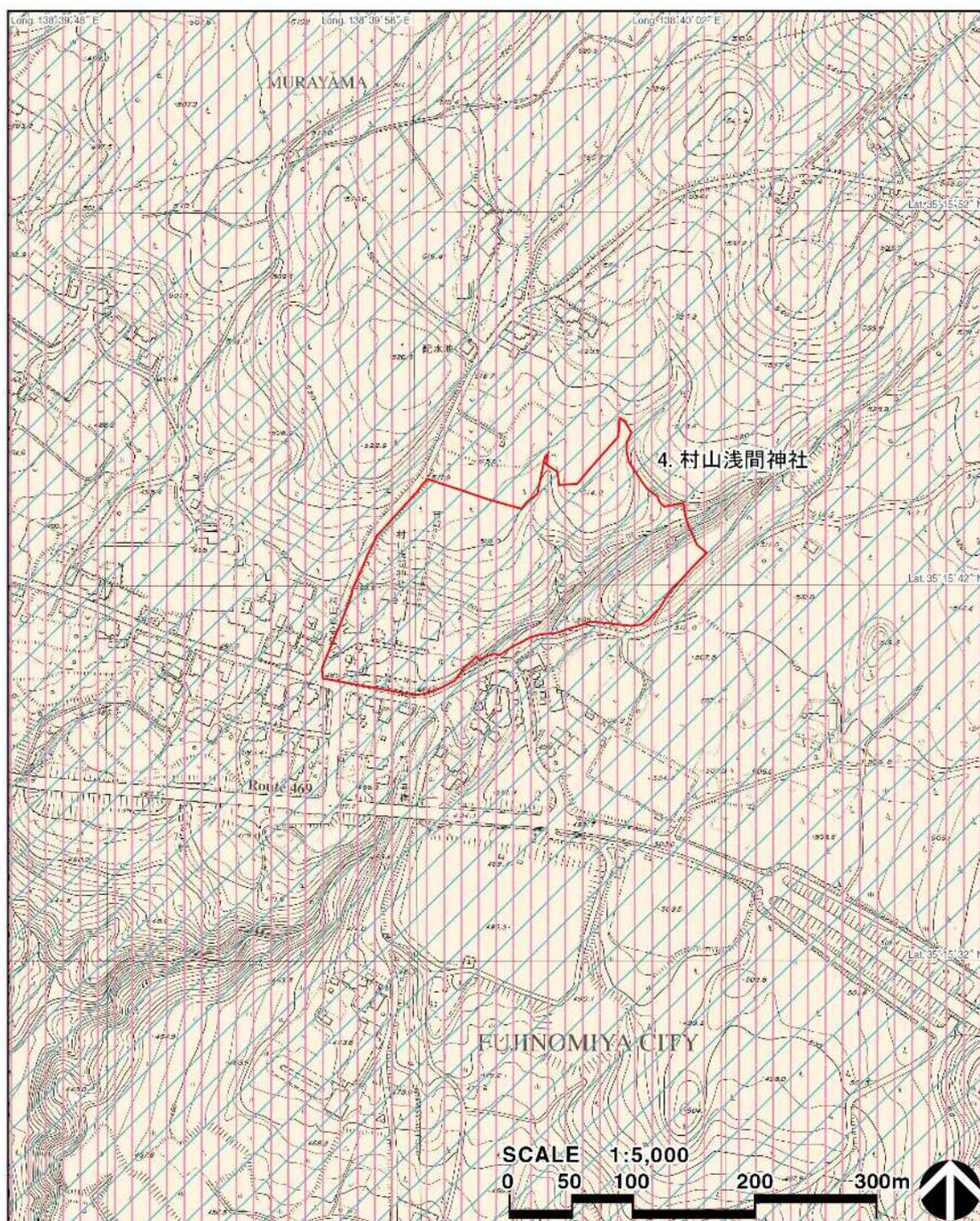
図 73 山宮浅間神社の法規制図 2



凡例 資産範囲 (構成資産)

文化財保護法

図 74 村山浅間神社の法規制図 1



凡例 資産範囲（構成資産）

景観法

景観条例（富士宮市富士山景観条例）

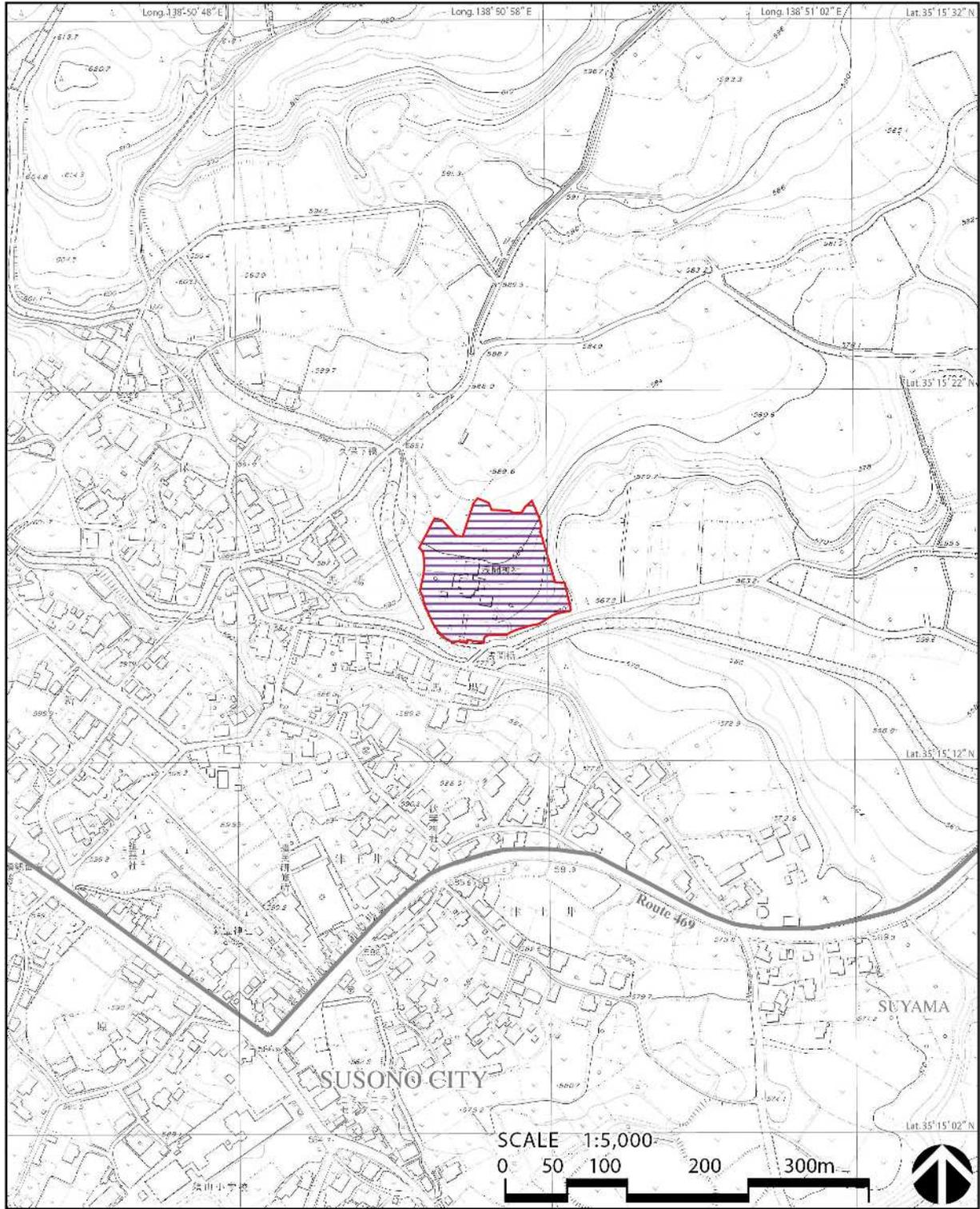
都市計画法

市街化調整区域

地方自治体の条例

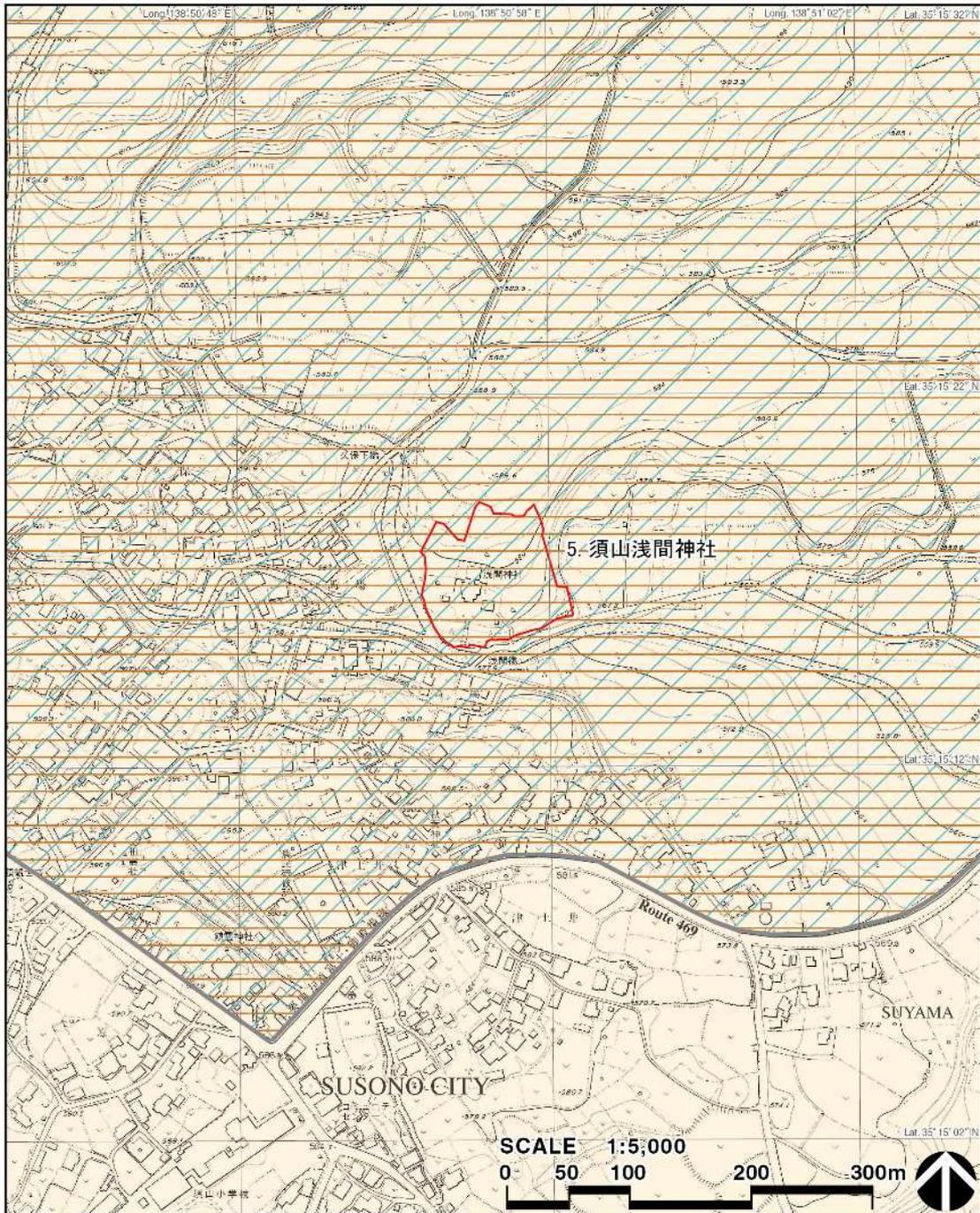
富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

図 75 村山浅間神社の法規制図 2



- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法

図 76 須山浅間神社の法規制図 1



- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 緩衝地帯
- 景観法
- 景観条例（裾野市景観条例）
- 都市計画法
- 市街化調整区域
- 土地利用事業指導要綱
- 裾野市土地利用事業に関する指導要綱

図 77 須山浅間神社の法規制図 2